

第三十八回国会 参議院農林水産委員会会議録第三十七号

昭和三十六年四月二十七日（木曜日）

午前十時三十二分開会

委員の異動

四月二十六日委員小林孝平君辞任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

本日委員谷口慶吉君、上林忠次君、後藤義隆君及び永岡光治君辞任につき、その補欠として仲原善一君、青田源太郎君、岡村文四郎君及び小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
石谷 憲男君
亀田 得治君
森 八三一君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
河野 謙三君
後藤 義隆君
高橋 衛君
櫻井 志郎君
重政 庸徳君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
安田 敏雄君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 雋八君

衆議院議員

石田 有全君
芳賀 貢君

政府委員

農林政務次官 井原 岸高君
水産庁次長 高橋 泰彦君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

林野庁林政部長 高尾 文知君
水産庁漁政部長 林田悠紀夫君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件
○魚佃安定基金法案（内閣送付、予備審査）
○漁業生産調整組合法案（内閣送付、予備審査）
○漁業権存続期間特例法案（内閣送付、予備審査）
○農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）
○農林水産政策に関する調査（林業労務に関する件）
○土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案（衆議院送付、予備審査）
○農業生産組合法案（衆議院送付、予備審査）

○理事（秋山俊一郎君） ただいまから農林水産委員会を開会いたします。委員の異動について報告いたします。

昨日小林孝平君が辞任、その補欠として永岡光治君が選任されました。この際、理事の辞任についてお諮りいたします。櫻井志郎君から理事を辞任したい旨の申し出がございます。これを許可することに御異議ございませんか。

○理事（秋山俊一郎君） 御異議ないと認めます。

○理事（秋山俊一郎君） 御異議ないと認めます。御異議ないことと御異議ございませんか。

○理事（秋山俊一郎君） 御異議ないと認めます。御異議ないことと御異議ございませんか。

○理事（秋山俊一郎君） 魚佃安定基金法案（閣法第七四号）、漁業生産調整組合法案（閣法第七五号）、漁業権存続期間特例法案（閣法第一五〇号）以上予備審査の三案を一括して議題といたします。

三案について御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○千田正君 私はまだ政府提案による漁業生産調整組合法案と魚佃安定法案の両案を対象としてお尋ねをいたしました。政府案によれば、十カ年計画を所得倍増計画とあわせて計画するといふ御発表のようであります。従ってこの十カ年の生産計画はどういうふうな見通しを立てて政府として考えておられるか、その点を聞きたい。

○政府委員（高橋泰彦君） 今後におきます各般の施策の基準になります。所得倍増計画並びにそれに関連のごぞいいます生産の見通しについてのお尋ねでございますが、一応まず漁業の生産の方から申し上げますと、基準年次におきまして漁業の生産額は一億二千三百五十一億程度というふうにお考えますと、約十年後の四十五年におきましては三千四百五十一億円ということをお想定いたしました。それらの想定に基づきまして各般の政策を今後やって参りたいと、このように考えておるような次第であります。

○千田正君 ただいま総額を申し述べられました。それは生産の額でありまして、生産の額は、それは年によっていろいろ違いますが、生産量としてはどういふような量を見込んでおられますか。

○政府委員（高橋泰彦君） 十年後におきます生産の見通しでございますが、御指摘のように、なかなか予測がむずかしいわけでございますが、一応の目標といたしましては七百四十万トンぐらいを目標にしておるわけであります。

○千田正君 ただいま次長から御説明があつたように、政府の考え方として、十カ年後には四十五年度には生産総量が七百四十万トンということに達する見込みで考えておられる。ただこれにやっぱり需要であるとか、人口増加あるいは所得の伸び率に備えまして八百四十万トンと見ておくのが至

当であるというふうなことを私は聞いておりますが、そういうふうな政府としては考えておられないわけですか。

○政府委員（高橋泰彦君） 数字にわたりますので、漁政部長からいたさせます。

○説明員（林田悠紀夫君） 需要の見方でございますが、これは私たちの算出方法といたしましては、現在の所得弾性値というものを考えまして、それで現在の所得弾性値でございますから、将来所得がだんだん上昇して参りますと、需要というものは、必ずしもそれだけ上がらぬのじゃないかというふうなこともございいます。また肉の生産がふえて参りますと、肉と魚に對してどういふふうな割合で需要が伸びるであろうかというふうなことも、いろいろ考え合わせなければならぬわけでありまして、そういうふうな点から、的確な需要の判定というのはきわめてむずかしいことは、もう御承知の通りでございます。それで、現在の所得弾性値からはじいて参りましたならば、ただいま仰せになりましたような八百四十万トンをこえる数字が見込める次第でございますが、これはそのような所得弾性値から考えました一応の算出でございまして、一方それに見合います供給といたしましては、これもきわめてその算出はむずかしい次第でございます。最近数カ年におきまして取れておるその生産状況を伸ばして参りまして、しかも北洋における底びきとか、あるいは沿岸におきま

養殖、そういうものを相当期待をいたしまして、それで七百四十万トンくらい生産としては考え得るのじゃないかというところを「応見込んでおるような次第でございます。」

○千田正君 おそらく水産庁としては、大体概算はそうであって、それを標準として今度の場合の生産調整というふうなことが出てくるのだらうと思ふのですが、三十六年度、あるいは三十五年度でもけっこうですが、三十五年度もしくは三十六年度の生産数量はどれくらいになっておるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 三十四年におきます農林統計によりますと、五百八十八万トンでございます。

○千田正君 そうしますと、大体四十五年度には生産を七百四十万トンと見るとしますと、約百六十万トン増トンするという予定を立てておられるわけですね。ところが、現実において水産の資源がそれほど豊富であるかどうかという問題、それからさらに北洋漁業等においては、もうきのうきよもいろいろ問題になっておるうちに、必ずしも今までのような漁獲量を確定的に確保できるかどうかというところも非常に疑問になってきておる。そういうことから考えて、今度の場合の漁業生産の調整組合法の理念としましては、生産者の自主的調整によって生産活動を調整していくとはいふものの、そこを疑問があるのです。私は、そういうふうな、必ずしも私は七百四十万トンを目標としていくのは正しいかどうかというところは別として、非常に危険な数字じゃないか、そういうことを目標にして立てる調整法であれば、これはどうも少し

樂觀し過ぎるのじゃないか、私はそう思うのですが、どうなんでしょう。○政府委員(高橋泰彦君) まずお尋ねの第一点は、このたび御審議願っております。

〔理事秋山俊一郎君退席、理事石谷憲男君着席〕

生産調整組合法の運用による生産の調整ということが、この七百四十万トンを目標とする増産の達成に阻害要因になるのではないかと、これを前提にしてお尋ねかと思ふのですが、私どもは必ずしもそれは考えないのでございまして、この漁業生産調整組合法による生産調整は、特定の漁港に対する多獲性の魚の一時的な過剰な水揚げと申しますか、それによる魚の値段の暴落というのを防止しよう、調整しようというのが趣旨でございます。この漁業生産調整組合の活動によって、漁業者の生産意欲が低下するということではなくて、逆にそのような暴落現象によって漁業者の生産意欲が低下することを防止しようということでございます。十年後におきます七百四十万トンが必ず達成されるかどうかというところについては問題として、少なくともそれを達成しようとする意欲を低下させるといふことは全然ないので、むしろそこへ持っていくために、一次的な現象による生産意欲の低下を防止しようということでございます。このような制度の運用によってこそ、将来の中小企業者の経営の安定が期せられ、従ってさらに生産意欲を増加していただきまして、その後における需要の増加の見通しとバランスをとりながら健全な漁獲量の増大を期することができよう、このよう

に考えておる次第であります。○千田正君 私は今の次長さんの御答弁はそれでいいのですが、それは一時的な価格を調整していくための、いわゆる価格安定を目標として、変動する価格を一定しなければ、漁業者の経営が成り立たないから、そのための調整として自主的にこういう組合を作らしてやろうと、その意図はわかりませんが、その意図はわかりませんが、現実においてこの十一年に百六十万トンも、あるいは二百万トンもどうして増強できるかという問題がその裏になければならない。それがどういふふうな、だんだん資源がなくなっておる、しかも、北洋とか、あるいは南支那海であるとか、そういうところはみな国際的漁場であって、そこにはしょっちゅう国際的トラブルが起きていて、そして十分なる漁獲を上げ得ない現状を、どうして打開しながらこの目標の七百四十万トンなり、あるいはそれ以上を上回るどころか生産がなされるか。そういうところがはつきりしないで、魚価だけの安定だけをやるというのは、非常に一時的な姑息な手段だと私は考えるのです。生産の実態であるところの、どうしたならば目標の七百四十万トンというものを上げられるというところの確かな目標を立てて、それによってやはり根本的な調整方法を考えなければならぬじゃないかと私は思う。そういう点についてどうですか、はつきりした目標があるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 御指摘のようには生産と需要との関係につきまして、私も必ずしも樂觀しておりませんが、先ほど漁政部長からも御説明が

ありましたように、十年後では少なくとも需要と供給との関係は万一需要に追いつかないであろうかと、ただいまの所得弾性値からいましてそのようなことも考えておるわけで、従って、何と申しますか、国内の水産物に対する需要を完全にまかない切って、しかも相当の余力を持って輸出をしてきた日本の漁業も、このような状態が永久に続くかどうかについては、かなり問題があるわけでございます。従いましてこれをいかに増産を考えていくかが、御指摘のように国際的な漁業につきまして、各種の制約がございまして、一方資源につきましては、やはり限界がございまして、簡単にこの生産額を紙の上でふやすということではなならない。そういう安易な考え方ですと、なかなか七百四十万トンという目標すら達成できないかも知れないという点につきまして、私どもも先生の御指摘の通り非常に慎重に考えておるわけでございます。

ただ、それでは全然増産の見通しがないかと申しますと、二、三具体的に申しますと、たとえば北洋におきます底魚資源、それからサンマにつきましても、これは東北水産研究所の研究によりまして、まだ私どもはごく、大きい資源の一部しか取っていないような状況でございます。ただ、不漁はございまして、これが全体の資源量が多いにもかかわらず、岸近くに寄ってくるかどうかということ、それから経済的な漁場として形成されるかどうかという点につきましては、やはり海洋学的な自然の影響を受けますので、御案内のように年々変動を繰り返して

返しておるわけでございますが、しかし、サンマ資源につきましては、まだ私どもはその一部しか取っていないわけでございますから、もっと調子が伸びますれば増加する可能性があると申す。それから年々マグロ漁業につきましても、増加はいたしては、これも必要の面にあわせて伸ばして参りませんと、かえっていろいろな混雑が起きますし、生産者に与える影響も少なくありませんので、このマグロ漁業の発展につきましても、私どもとしては慎重な態度でおるわけでございます。が、需要いかに増えましては、まだ伸び得る余地はあろうかというふうな点でございまして、また、底魚は北洋周辺には相当の底魚資源があるようございまして、なおこの点につきまして、やはりもちろん外国の領土に近接するわけでございますから、慎重な態度をとることも、需要と見合うようなやり方が必要かと思ふますが、しかしそのようにずっと考えて参りますと、七百四十万トンに達成するのは決して不可能ではない。現に水産物は毎年々々新しい記録を更新しております。国際的な制約にもかかわらず、生産額それ自体は毎年々々新しい記録を更新しておるのでございますから、これはもちろん施策のよろしきを得なければならぬわけでございますが、日本の漁業者の優秀な技術をもってすれば、七百四十万トンに達成するのは、決して不可能ではない、このよう

な考え方を持つものでございまして。○千田正君 どうも次長さんは非常に樂觀的のようですが、日本の漁業

が非常に技術的に発達すればするほど、漁獲が目標に達するという事はわかるが、一面それに即応して資源の方が間に合わないというのは、国際的な水産関係の学者の一致した意見として、日本が袋だたきになっておるわけです。これはまあここで議論してもしょうがないのですが、そこであなた方の考えは、まあこれは人口の増加、需要の伸び等によって供給不足を来たすであろうという考えのもとにやっておるようでありませぬ。そうだとすれば、供給不足、需要の伸び、人口の増加その他によって需要が伸びていく、供給がそれに間に合わないというようなことから、調整の問題も出てくるだろうが、そうすれば、もっと積極的にその裏づけ工作の生産というものを考えなければならぬと思ふのですが、それはここでは、この法案が出てないからですが、沿岸漁業振興法が何かにそういう裏づけの資源の培養の問題がうたつてあるのですが、どうなんですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 御指摘のように資源の問題につきましては、私も慎重にやらなきゃいけないと思ひます。なお、どのような水産政策でも、必ず私はこの資源の問題にぶつかるといふべきでございませぬ。従つても、沿岸振興法というようになつて来ますれば、当然それは、この資源と生産の問題についての基本的な考え方がやはり盛り込まれるべきであらうといふように考へておられます。ただ一点だけ問題になる点を申し上げますと、この資源の問題でございませぬが、確かに諸外国では特定の資源を目標にいたしますので、たとえば北洋におけるサ

ケ、マスの資源、それから、アメリカではやはりサケマス及びハリバットの資源というふうな、諸外国では魚だつたら何でも食ふべしというものはなく、魚の中の特定の種類だけを非常に問題にするケースが多いわけではございません。ところが日本ではそうではなくて、早い話が、何でもこれを利用して、というのが日本の漁業と諸外国の漁業と根本的に違ふ点でございませぬ。これはたとへて恐縮でございませぬけれども、日本の漁業は優良な品種の草も雑草も同時に取るというのが、日本の資源の利用の仕方ではございませぬけれども、外国では優良な品種だけを抜き取る、こういう漁業の仕方かとも思ひます。従ひまして、雑草とも取るという日本のやり方は、一見非常に乱獲のように見えますけれども、最近の私どもの研究によりますと、実はたとへて恐縮ですが、雑草とも優良な品種も取るというやり方が、はるかに合理的だといふふうに考へております。そういう考へ方をとりまして、たとえば瀬戸内海の魚も御案内のように数十年前からこの漁獲減少の点が憂へられておつたわけではございませぬが、統計的には少なくともそれは減退は見えず、少なくとも若干ながら増加しているような現象もございませぬ。従ひまして、それらの点からも考へて、特定の品種だけを問題にした資源論に対しては、もちろん、私もそれはそれに対して立ち向かうだけの勉強はしなければいかぬわけではございませぬが、この日本の漁獲高全般を上げていく場合には、決してそのような考へ方だけではないで、日本の漁業の実態から見ますと、決して七百四十万トンという

のは、架空な推定ではあるまいと私は技術官として確信しておるような次第でございませぬ。

○千田正君 これを議論していると、長くなりませぬから言ひませぬけれども、どうも高橋次長の議論は、雑草も一緒に取るから大丈夫だといふのです。が、そういう一例で瀬戸内海のタイの話も出たのだが、逆にどうですか、北海道のニシンなどは、これはわれわれ今数の子を食ふようと思つても、百目千円から二千円取られるような、まるでダイヤモンドといわれるようなああいふような状況なんです。これは必ずしも外国じゃそういうものを好むわけではないのです。そういう資源などは少なくなつて、北海道のニシン漁業というものは、この数年というものは不漁続きです。そこで今日漁業転換をしなければならぬといつて今騒いでいる。だから、必ずしもあなたの言うように楽観できないのじゃないかと思ふのですが、どうなんですか。

○政府委員(高橋泰彦君) ニシンの減産は、御指摘のようにこれは厳然たる事実でございませぬ。これは世界的な現象でございませぬが、ただ乱獲の結果による減少ではないといふふうに考へますが、ニシンはやはり非常に冷水地帯に生息する、それに適する魚類でありまして、北海道の海水が一般的に暖かくなつてくる現象に伴ひまして、ニシンが漸次北の方に押し詰められておる状況でございませぬ。その他ニシンが北海道の周辺に来るためのいろいろな海洋学的条件が變つて参つたために漁獲減少でございませぬ。乱獲のために減つたといふふうには私も考へていないわけではございませぬ。

○清澤俊英君 関連で一つ伺ひしますが、どうも水産庁次長は、あまりあれが言われる通り楽観しておるのじゃないでしょうか。ということは、あなたはこの資料ですね、資料の三十四ページなどを見ますと、需要が書いてある。経済成長率が七・八%の場合には八百四十三万三三三三トンの要る。それから七・二%の経済成長である場合には、八百二十一万八千トン、六・五%の成長率の場合には、八百一十一万一千トン、こういうものが必要がある。それから三十八ページのこの供給量を見ますと、あなたの方の書いたのは、四十五年度においては、今言われた七百四十万一千トン、こういう数字になつて、すでにここで供給が合つていませぬ、あなたの方で作つたので。そうすると、これも年別に相当出ているようですが、めんどろだから申し上げませぬが、大体供給が合わないのだと、こういうことはもう一応の通説になつておるのじゃないでしょうか。従ひまして、そういうことが中心でわれわれは考へる場合、いわゆる大水産業者がおかになつて、畜産界へ急速に乗り出してきた原因などは、こういうあなたの方の調査それ自身や、相当漁業資源等に対する悲観している人たちの動向といふものは、これを認識しているのじゃないでしょうか、こう思つておる。そうすれば、い

を一つわかるようにして下さい。

○説明員(林田悠紀夫君) ただいまの数字でございませぬが、これは農林漁業の基本問題におきまして、私たちが一応の目安として算出した数字でございませぬ。それで、仰せのように、供給と需要が見合つていないわけではございませぬが、この需要の中には食糧の需要はかたえさの需要とか、あるいは輸出の需要、そういうふうな食糧以外の需要もすべて含んでおるわけではございませぬ。たとえば輸出は現在四十九万トンぐらいでございませぬが、百一十トンぐらいに、四十五年には輸出するといふふうなことも考へておるようなわけでは、国内の食糧需要のみでございませぬ。それほどの開きはなくなつてくる次第でございませぬ。それからこの需要供給の開きをどういふふうにして解消すべきものであるかということ、これは、魚類、藻類の供給をふやしために、大いに今後生産の面におきまして国の投資とかあるいは漁民のいろいろな技術の向上とか、そういうふうなことで努力をして参ります。なお、現在さかぬを食へておるいわゆる可食率と申しますか、五四%より食べていない次第でございませぬ。すなわち骨とか臓物とか、そういうふうなものは腐りまじり、あるいは捨てておる。肥料料に向かう以外の、そういう部分が相当多いわけでは、可食率五四%でございませぬ。その可食率を相当量上げて参りたい。いろいろな加工の技術を伸ばしていくことによりまして、そういうふうなことも考へております。その差を縮めるといふことにつきましては、大いに努力をいたしたいといふふうに考へておる次第で

でございます。
○清澤俊英君 ところがこの表を見ますと、一人一年当たり純食糧キログラムと書いてありますね、こういうものの計算が今言った数字になるわけではないのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 仰せのように一人一日当たりの純食糧につきましては、三十一年—三十三年の平均二一・六キログラムから三〇・九キログラムになるであろうというようにことで計算をいたしております、そういうもののほかに輸出とか肥料とかそういうのはかの用途も加えて必要の総トータルを算出しておるわけでございます。

○清澤俊英君 そうして、この「漁業種類別生産量の推移と四十五年の生産見透し」というようになって出ておられますね。それにはそうすると総量が七百四十万一千トン、こういうものが出て、そうして、それから内水面、養殖漁業、沿岸、沖合い、遠洋漁業、捕鯨を除くと、こうなっておるわけです。海草類はもちろん除いておりますけれども、このあれが出ておると、ちょっと言われることと違ったことが出てくるのじゃないかと思ふ。

○政府委員(高橋泰彦君) 総括的に申し上げますと、現在の基準年次におきます生産量は、先ほど申しましたように基準年次におきましては五百二十二万八千トンということになりまして、これが約十年後にはこの五百二十二万八千トンが、七百四十万トンにする。しかし、需要の方はいろいろな計算がありますけれども、ただいまの想定としては八百四十三万トンほどの需要が出てくるであろうと、従いまし

て、五百二十二万トンの生産額が将来七百四十万トンになっても、なおかつ多少足りないということとは十分想定しておるわけでございます。

○清澤俊英君 そうすると、今千田さんの、心配ないようなお話があったが、それは相当これからの水産物の取り扱ひ方については、漁獲のやり方については慎重な態度が要る、こういうこともやはり言い得ると思うのです。

○政府委員(高橋泰彦君) その通りでございます。私どもはこの七百四十万トンに将来の生産額をするためには相当な努力が必要だと、このように考えます。ただ、先ほど千田委員に対して私お答えしたのは、七百四十万トンは非常に樂觀的に過ぎるのではないかと、こう言つて、それはただいまの固

際的な情勢なり、資源の問題からとてい達成できることができない数字ではないかという御指摘がありましたので、それはそれは必ずしも考えておりませんというのを申し上げただけであります。私どもは、これがこのままのんべんだらりんにやっておつて、七百四十万トンが達成されることは決して思つていないわけでございます。相当の努力を要することは、御指摘の通りであります。

○千田正君 じゃ、もう二、三点だけ御質問申し上げますが、さて調整組合の結成に際しまして、資格者三分の二以上の参加を要件としておりますが、実際には裏作の許可漁業でもないし、結局、許可と自由漁業の間の中間的存在の就業として一定しておられないんじゃないかと、いわゆる一定しておらない条件のもとにこういう結成をさして、はたして期待ができるかどうか。

三分の二を確保できるかどうか。こういう点を私は心配しているのですがね。

もう一点は、たとえば陸揚げ港で、もう相当、これはまあサンマならサンマ、これは特に私はサンマの場合を言っているのですが、サンマががたくさん取れてきた。この調整に基づきまして、船どめをする、あるいは他の港へこれを回送するというような特別制限をする。こういう場合に、サンマの調整組合がはたして管理を實行できるかどうか。たとえば、八戸に揚げよう

ところがもう非常に八戸で陸揚げしたんじや値段が下がる。これじゃだめだから、次の港、宮古か釜石かあるいは気仙沼、そういうようなところへ船どめして、あるいは船を回してやる。まあいろいろこういうことは、今度の調整組合の仕事でしょう。はたしてこれを実行できるかどうかということをお尋ねに疑問に思つておる。今申し上げた通り、その調整組合なるものの結成に際して、三分の二以上の組合員を、十分にあなた方の目標にするような組合員を確保して、この調整事業に参加させようという計画がはたしてできるかどうか。非常に私は疑問に思つておる。それが大丈夫だといふ

のようですがね。それが大丈夫だといふ裏づけの何か証左を一つ話していただきたいと思つておる。

○政府委員(高橋泰彦君) まず第一の御質問は、生産調整組合を作る場合の要件でございましてこの一定の資格を備えた漁業者の三分の二が確保されるかどうかということでございます。私が、私どもは、できるところを思つておる。ただ、御指摘のように、非常に、サンマを例にとりますと、零細な

経営者も相当ございます。そうして、これらの経営者は、先生御心配のように、サンマがよければ出る、悪ければ出ないというふうな、かなり、まあある意味では一つの経営の仕方でございます。従いまして、このサンマの三分の二を規定する場合には、それらの事情も考えまして、あるトン数以下のものを落とすしております。で、あるトン数、一定トン数以上のものを資格のある漁業者といたしますので、そのなりまして、大体前年のサンマの操業状態その他から見まして、私どもとしてはこれは確定できるというふうに考えております。

なお、もちろんこの加入脱退は自由でございますから、アウトサイダーが出ることは、これはもう当然予想しておるわけでございまして、やむを得ない場合につきましては、アウトサイダーに対してもこの調整が及び得るような措置も法律の中で考えてございまして、下限を除外することにいたしました。そのことがまたサンマの漁獲の大勢にそれほど影響のない、影響の少ないウエイトを考慮いたしますれば、私どもとしては、三分の二は必ずできるし、またある程度、この二年ほど実績を積んでおるわけでございまして、その実績から申しまして大丈夫やられると、こういうふうにお考えおるものであります。

それから第二点は、そのように組合が、作つてみても、いろいろな予定されておる調整事業が実行できるかどうかということでございます。が、もちろん、私どもは、必ずしも樂觀はいた

してはおりません。樂觀はいたしておりませんが、過去二カ年ほどの、現にやっておる漁業者の自主的なやり方から見て、大体大丈夫だと、ことに何らの法制的な裏打ちがなくても、ある程度自主的にやっておられたわけでございます。従いまして、このたびを法制的に裏打ちできる措置を講ずれば、おそらく現在までやっておるよりも、はるかに効果的な行動ができるであろうというふうな想定をしておるわけであります。

○千田正君 それじゃもう一点。そういう意味においての安定基金というふうなものが出てくるでしょうか、これに対する要員ですね、配置する要員に対する裏づけ予算、これは調整組合の組合費のうちから抽出するのですか。それとも、今度設定されるころの安定基金からそれは出されるのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 調整組合は、この法案に書いてありますように、経費の賦課とか、あるいは負担金を課し得ることになっておる。魚船安定基金に入りました。国とか県の出資を入れました。一億六千万円の出資をやつていくということに、一応サンマについてはしておるわけでございまして。それで、魚船安定基金が、サンマの生産調整組合が生産調整をやるのにつぎまして、生産調整のほかに流通調整をやるわけでございまして、そういう場合に必要資金を基金の方から出すことにいたしております。魚船安定基金といたしましては、若干の職員をもちましてその仕事をやつていくわけでございます。しかしながら、生産調整組合自身といたしましては、そう

いう経費の賦課によりまして、調整組合自身の職員をもちまして、それが各港を、主たる港を中心にしたしまして、生産調整事業、流通調整事業をやつていく上におきましては、その賦課した経費によって大体まかなつていくというのが原則でございます。

○千田正君 今度の安定基金には、たとえばサンマ業者の組合から四千万円、そうでしょう。政府が八千万円ですか、あとの四千万円はどこから出るのでですか。

○説明員(林田修紀夫君) 県です。○千田正君 県ですね。地方自治団体が四千万円、サンマ業者から四千万円、政府が八千万円、合計で一億六千万円をもつてこの安定基金とするわけでしょう。そこで私は、これはまあ要らない心配だと言われるかもしれないが、この間サンマ業者の諸君を打診してみますと、生産調整組合はできると、これに対しては、もちろんその組合費を払わなくちゃならないと同時に、また安定基金の方には四千万円を用意して出さなければならぬ。そういう四千万の金も、小さい組合でなかなか容易じゃない、こういう声を聞くのです。それはそれとして、この一億六千万円ですね。従来の経験から言へば、これだけあれば大体当該年度に錯綜してきた漁場において、あるいは水揚げにおけるオーバーしたものをほかへ回してやるのか、あるいは加工した分の費用、あるいは船だめによつて、休まなくてはならない労働賃金、それからそれによつて減価するところの、いわゆる値段が下がるための、それを補正してやるというような問題を総合しまして、一億六千万円できる

かどうか。たとえばここに資料がありますところの気仙沼の水揚げに対する資料を、水産庁の方としては私どものところへ出して下さつておりますが、これは一日の水揚げにしても、もうすでにそれくらいのもものが揚がることは往々にしてあるわけですね。一億四千万のものももう盛漁期になるといふと揚がる。ところがそれをある程度調整していかなくちゃならないというときになるといふと、どうも一億六千万円では私は処理し切れないんじゃないか。まかなえるほどの金じゃないんじゃないか。不足するんじゃないか。こういうふうには私は杞憂を持つてゐるのですが、これは大丈夫であるという何か確信があるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいまの先生の御指摘まことにごもっともでございます。この基金から出ます運用益は大体千百万ないし千二百万程度だけと思ひますが、その程度の運用益でこの大漁のサンマの暴落を救えるかどうかという御注意でございますが、このよう御心配もあろうかと実は思つておりますが、私どもは非常に役に立つております。と申しますのは、このサンマの価格の暴落の現象を私ども見ておられますと、たとえばサンマかすの価格が対に下がるはずがないというような場合であることも、十一円よりも非常に下がるといふことがしばしばあるのでございませう。そのように考へて参りますと、このキロ十一円くらいを見当にいたしまして、それ以下に下がる場合にこの基金なり、ないしは根本的には生

産調整組合の自主的な生産調整が働きかけてそれは総力をあげてこれを押へるんだという一つのささげがありますと、この金額としては御指摘のように計算上全部をささえることは不可能な計算になつておつても私はこのようなささげがありますれば、キロ十一円よりさらに暴落いたしました、ほとんどもう何と申しますか、漁業者の言葉で言いますと、恐怖相場といふんです。捨て値といふんです。そういうような程度に価格がものすごく恐怖的に下がることをささえることができる、この点を確かにその私の説明はもうそういう精神的なことを言つてもしよ

うがないじゃないかというおしかりを受けることは覚悟はしておりますが、やはりこれは非常に鮮度と申しますか、なま魚と申しますか、その改命的な商品としての欠陥がございまして、とうてい考えられないぐらゐの暴落の現象に対して、あるささえる制度をとる場合にはこれはかなりささえに

なるというのを過去私ども経験しておりますし、その計算から見ますと、確かにこれだけでは足りないという御指摘はあるのでありますけれども、これはぜひやらして見ていただきたい。このような制度的な裏打ちがあれば、おそろく今後はキロ十一円より下がるようなことは、少なくとも下がるかもわからないという非常に大きな漁業者の不安、加工業者の不安、冷蔵業者の不安、これを解消することができるとは、これは私考考へるわけではございません。で、事例的に申しますと、たとえば冷蔵庫が非常に漁場の暴落に

もう諸先生のかねが御指摘を受けている通りでございますが、しかしどこまで下がるかわからないということになると、冷蔵庫も実は魚を買うことを控えることになるといふ状況に相なるのであります。従つて私どもはサンマかすの価格等から考えまして、十一円も下がるとはまず万をういうことにはないのだといふことを想定してこれらの政策をとりますれば、加工業者も冷蔵業者もその価格で買い進むことが可能になつてくることを考へておるわけでございます。

いろいろ申し上げましたが、要約いたしますと、金額的には確かに計算上十分だといふことは、あるいは申せな

いかとも思ひますが、この制度並びに今年度予算でわれわれの考へております冷蔵庫に対する補助金の問題ないしはいろいろな市況通報につきましても、新たに費算を組ましていただきま

したので、それらと一緒にやれば、私はやれるのじゃないかといふふう

に現在考へておるわけでございます。

○千田正君 高橋次長さんの話を聞いていられると、からだはやせているけれども、何か大黒さんかえびさんみたいな、あなたの持つてゐるつちの中から金がどんどん心配なく出そうに考へてゐるのだが、現実の問題として私はここに二つだけ質問したいので

す。一つは私は決して安心していません。もう一つは錯綜してきた場合に、やむを得ずたとえは農業で言へば、どうしても背に腹はかえられないから、軒先売りをしなければならぬような場面に、今

まで何回となく零細農民がぶつかつてきたのです。たとえば幾らりつぱな制度を作つても、現実においては一文の金もない、あすの生活にも窮するといふ場合には、やむを得ず商人に対してみすみす損だと思つても、軒先売りをしなければならぬような場合がたびたびあつた、そういうことが漁業にもないと思ひます。だからこ

らこそ、こういう制度が出ていと思

うけれども、それに対して十分な措置ができるという御自信をもつてゐるようでありませうけれども、私は非常にそれが必ずしもそうではない、だからこの調整組合ができた場合に、かりにそういうお人たちが出て、これがお互いの協約を破るようなことがあり得ると思ふ。それに対して別に制限とか罰則

というものはつけてないのでありませうか。

○政府委員(高橋泰彦君) まず楽観し過ぎてゐるんじゃないかといふことでございますが、私は楽観いたしておりませぬ。かなり困難な問題でございます。これは生鮮食品の価格の問題に私どもは飛び込まざるを得ない格好で飛び込んでしまつてございませうから、何と申しましても諸外国には若干の例がありまして、生鮮食品品に対する価格の問題に取り組むといふことは決してなまやさしい問題じゃないといふことについては、おしかりをこ

らう。しかし、このままでほうっておいて魚のなまの値段はどうすることもできないんだといふことをあきらめるには、あまりにも問題が多過ぎますので、私どもの考へ得る一つの制度をこ

こにやらしていただきたい、こう思

つて

つて

つて

つて

うわけでございまして、私個人としてはこれなら自信があると、こう思いますが、しかし諸外国では例がございませぬけれども、何さま日本ではまだやつたことのない事業でございませぬので、その点一そう気をつけまして、自信はございませぬけれども、ただいまの御指摘のように一そう気をつけてやつて参りたいと、こう思っております。なお、生産調整組合の調整の問題でございませぬが、まず法律関係並びに方針につきまして漁政部長より御説明申し上げます。

○説明員(林田悠紀夫君) 生産調整組合の組合員が調整規程に服従しないという場合につきましては、この十六條によりまして、調整規程に違反した組合員に対して過怠金を課することができるようになってございませぬ。

それから組合員以外のアウト・サイダーにつきましては、農林大臣が規制命令を出すようにしております。それに従わないという場合につきましては、六十九條によりまして罰則を課することになっております。

○千田正君 私はまだ勉強してからお尋ねするとして、最後に一点、これは政務次官とそれから次長にお伺いしたいのですが、いろいろ考えてみて、さつきも申し上げた通り、必ずしも私は普通の場合は一億六千万円程度でいいかもしらぬけれども、実際にやつてくると、もつと資金が必要な場合もあるし、そういう場合に対処してある程度永久的な設備、たとえば冷蔵庫だとかというような設備をする必要がある場合もあるでしょう。そういう意味におけるところの資金の原資として、先般来ここで問題になりましたいわゆ

る外国から輸入するフィッシュ・ミール等のこの資金操作の面で、たとえば今度は食糧特別会計の中で操作すると、そういう安いものが向こうから入つてきて、そうしてそこに余つた利益というものは、先般もわれわれは言つたように、漁業者の犠牲の上に立つて、そういう操作をやるとするならば、そういう問題はやはり水産業の方に振り向けて、そうしたものを、こういふ必要がある基金の方へ回すべきであるという考えを私は持つておるわけでありませぬ。これは一たん入つたものは特別会計であるから、これは勝手にできないというふうなお考えも政府は持つておるかもしれませぬし、あのときのお話では、次官も御承知の通りこれは水産業の将来のためからいって、漁業安定政策の何か資金にそういう場合は政府としては考へるといふようなお話もあつたと思つておる。で、そういう場合においてより以上の基金が必要であるというふうな場合に、あの特別会計からあるいは大蔵省の了解のもとに回すというふうなことを考へておられるかどうか、そういうこともあり得るといふことを考へて私はこの前に質問したのでありますが、その点はどういふふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(井原康高君) 先般千田先生から、たゞいまお話のようにならぬに、外国から輸入しておる銅料については、益金については、当然国内産の生産者がそれぞれの損害を受けるわけだから、それに対して補てん金と申しますか、そういうふうに使つたらどうかという御意見もございませぬが、これだけではございませぬが、

ほかのことにも関連がございまして、一応省議を開いて相談したわけがございませぬが、そのときの大体の話は、特別会計だからといつて、必ずしもそれを食糧の面にもつていくということにならぬに、むしろこれは漁業だけというわけに参りませぬが、その辺は漁業並びに銅料の高い分の調整と、両方に一応回すようにしたらどうかというふうな御話もいたしておる。長から御説明を申し上げましたように、ふつと、将来の増産のいろいろな問題の見通し、またこの資金についての御質問は、私も千田先生が御心配になつておる通りだと思つてございませぬ。

○森八三三君 非常に新しい施策です。一、べんこれに効果が上げるといふことを完全に期待することは、私はむづかしいと思つて、しかしやる以上は最大の効果が出るように考へていかなければならぬと思つてございませぬ。そこで大漁の場合に、価格が暴落して中小企業者が経営に不安を感じることを除いていこう、こういう考へ方はけつこうですが、その場合に価格の基準と

いいませぬ、そういうものは一体どういふ算定で考へられるのか、暴落するといふその価格でせぬ、というものは何を基準にしてこ入れをする限度をきめていくかといふことの考へ方ですね。

○政府委員(高橋泰彦君) これはいろいろの考へ方があるわけがございませぬが、先ほど千田先生に対するお答えの中で申し上げましたように、私どもとしてはいよいよ大漁食之の解消、そういうことを考へているわけがございませぬ。従いまして、この価格に対する考へ方も一種のなんと申しますか、下り限価格とも申しますか、そのような考へ方でもございませぬ、過去の例それから最悪の場合におきまされる魚かすの価格の問題、それやら考へまして、逆にサンマの下限価格を考へていきたい。考へ方としてはそのように考へているわけがございませぬ、なお具体的な説明は漁政部長より御説明いたします。

○説明員(林田悠紀夫君) サンマの場合でございませぬが、サンマが資料にございませぬ非常に大漁でありました昭和三十三年それから昭和三十四年は、平均的にサンマが取れたわけがございませぬが、三十三年、三十四年のサンマの平均価格を見てみますと、昭和三十三年は一キログラム当たりが大体十三円くらいでございませぬ。それから三十四年は一キログラム当たりが十八円くらいでございませぬ、この二カ年の平均をとりますと、一キログラム当たり十五円くらいになるわけがございませぬ。それで気仙沼港がサンマの水揚げの中心地といたしまして、生鮮向けのみならず、冷凍とか、カン詰、

その他かすといふふうには、他の用途向けにおきましても中心でございませぬ、気仙沼港の魚価の標準偏差を、昭和三十三年の大漁時をゼロとして算出したとしますと、大体四十円十銭くらいになるわけがございませぬ。それで三十四年、三十四年の平均の十五円を中心といたしまして、その標準偏差の下限をとりましますと、大体十一円になる次第でございませぬ。また大漁のときの昭和三十三年の気仙沼港の水揚量と価格の回帰線を考へてみますと、処理能力以下になつた場合にはうんと価格が暴落いたしました。七円あたりまで下がつたような場合もあるわけがございませぬ。処理能力のところの回帰線の交点が十一円になるわけがございませぬ。そういうふうなことからいへば、大漁食之を支持していったらば、大漁食之といふふうなことがないんじゃないだろうかといふ考へ方で、一応十一円程度を考へたいといふ次第でございませぬ。

○森八三三君 その十一円というものが、今お話しのような過去の実際の歴史から組み立ててくる一応の理論数字だといふことだと思つてございませぬが、その十一円というものが、この提案理由の説明にも言つてらっしゃいますように、中小漁業者の経営の安定をはかりつつ、中小漁業者の所得を保障していくといふことにございませぬ。この考へ方、この考へ方にいふ切れるのかどうか。またそういう十一円というものは過去の経済情勢のもとに組み立てられた金題なのか。これから推移していく新しい経済情勢といふものを勘案すると、それが必ずしも目標を達成するための妥当な額だといふわけには、私は言え

ぬ場合も起きると思うのです。

○説明員(林田悠紀夫君) これは仰せの通りでございます、その辺につきましては、慎重に考慮しておる次第でございます。それではサンマの生産費がどの程度のものであろうかということが問題になってくるわけでござい

ますが、実は今統計調査の方面におきまして調査をいたしております生産費のサンプルが、十分な数が多くありませんので、その生産費も的確に把握しておるといふことは言い得ないと存するわけでございますが、また、サンマの生産費は各年の漁業の状況によりまして非常に違っておりまして、それで一応大漁貧乏の騒がれました昭和三十三年を見てみますと、これも階層によって異なるのであります、平均して一キログラム当たり十三円十銭というふうな線が出ておりまして、最高は五十トン一層で一キログラム当たり十六円五十銭くらいが出ておるわけであります。それから最低はなお低いのも出ておりますが、そういうような生産費でございまして、大体下限十一円くらいを支持いたしますと、この漁期が八月末ごろから十二月末まであるわけでありますけれども、それを通じ平均してみまして、大体十五円程度が支持できるのじゃないかというのを考えられまして、まあ生産費を大体償っているんじゃないかという考え方で、ある程度利潤も生み得るといふ数字になりますので、下限としては、十一円を支持したならばいいんじゃないだろうかという考え方でございます。

○森八三一君 今おっしゃった生産費というものは、直接生産費だけを言っ

ていらっしやるのか、その生産費の中には漁民生活を維持しながら、漁業経営を継続していくために必要な、所得的な考えで言っているんじゃないですか。

○説明員(林田悠紀夫君) この生産費は、実は理想的な再生産費をやっているために、かかあるべき生産費というようにしてはじいた生産費ではないわけでございます。現実にはその階層、その漁業別どの程度の生産費がかかっているか、すなわち賃金にいたしまして、現実には支払っておる賃金を算定いたしまして、現実の生産費というようにしてはじいた次第であります。

○森八三一君 そうしますと、この制度によって保障されるという結果は、漁民の所得というものを、他の産業と均衡のとれた所得を保障してやるというふうな、積極的な意図はちつとも含まれておらぬ、こう理解するのですか、そういうことですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 実は、先ほど御説明申し上げましたように、下限を十一円程度で支持いたしますと、漁期の全体といたしましては、十五円以上くらいになるのじゃないか、それで十五円以上になりましたならば、生産費もいろいろな生産費が出て参りまして、平均では十三円程度になるわけなんです、そこでまあ二、三円くらいの開きは出てくるわけでございまして、これは大漁貧乏を支持して参る。そのほかに、この対策ばかりでなく、いろいろ流通対策を立てたい。たとえば、市況通報とか、あるいは冷蔵庫を設けて、もっと、十一円どころじゃなくて、高い価格でできるだけ生

鮮魚の方に回していくというふうなほかの対策をやりまして、ただ一時に大量に入って参るといふところを支持したならば、漁民の今後の所得の上昇にも相当裨益を得るといふことを考えておる。最低の保障の政策として考えておる次第であります。

○森八三一君 そうしますと、申し上げましたように、この制度によって保障されるといふか、確保される価格というものは、サンマの漁業を、その時点において適正に営み得る価格ではない。それよりはるかに低い額がこの場合における支持目標価格である。こういうふうに理解していいんですか。

○説明員(林田悠紀夫君) サンマの価格を見て参りますと、取れ始めたときは非常に高いわけでありまして、また終りの時期にも高くなる。ただ十月ごろにうんととれたときだけ価格が極端に、そしてそれがまたその港の加工能力以上に取れたという場合に、うんと暴落をしておるといふわけでございまして、その暴落部分を十一円で支持をするということになりましたらば、ほかの部分はそのよりみない上になるわけでありまして、これで相当この政策といたしましては、価格の面におきましても、再生産が支持できる政策ではないかというふうな考えでおる次第であります。

○森八三一君 その次に、このアウトサイダーその他に対して規制命令を出すというのですが、その規制命令の出し方ですね。これは事前に抽象的、包括的に規制命令というものを出しておるといふことなのか、その出し方は一体どうなるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) この生産調整組合についての生産調整の具体的なやり方でございますが、まずその考え方といたしましては、御指摘のような問題があるわけでございます。それで、通常中小企業協同組合関係の規制でございます。一般的な不況要件というものが出て参りまして、その上でいろいろな調整規程が発動される、こういう仕組みになっておることは、先生御承知の通りでございます。しかも、調整組合をかりに作って、設立されておりました、大漁貧乏になってから、それぞれの行政庁に対して調整規程の発動を求めるといふことではとうてい間に合わないわけでございまして、その点は一般的な工業及び商業関係と違う性格を持つものというふうに私も考えた次第でございます。従いまして、この調整組合の発動の規程につきましては、事前にこれを行政庁が承認するような格好にしておきまして、その要件が満たされればそれが発動するといふようなシステムを考へざるを得ないと思つて立案してみたくてございまして。全体の趣旨はそういう趣旨でございますが、なお具体的に漁政部長より御説明をお聞き取り願いたいと思つております。

○説明員(林田悠紀夫君) 規制命令の発動の手続でございますが、これは第六十九条、七十条以下に書いてある次第でございます。この規制命令は、アウトサイダーによりまして調整組合がやっておる仕事を阻害されるといふ場合が一つと、その調整組合自身に弱体で、十分組合員を規制できないという場合と、この二つの場合に出し得るといふことになっておるわけでござい

ます。まず、出す方法といたしましては、第七十条によりまして、調整組合が総会の議決を経まして農林大臣に申し出てくるわけでありまして。そうしますと、農林大臣は諮問を行ないまして、広く一般の意見を聞くわけでございます。それから漁業調整の中央の審議会があるわけでございまして、それに諮問することになっておるわけでございまして。それから公取で協議する、これだけの手続を経まして規制命令を出し得るといふことになっておるわけでございまして。消費者にも、そのために特に不利になるというふうなことはないか、そういうふうな考え方から、そういう手続を経るようにならざるを得ないか、これを考慮しておるわけでございまして。それで一般的な規制命令を出し得る態勢にしておくために、あらかじめこういう規制命令を出しておくといいようないか、進めていきたいというふうなやり方でおられます。もちろん、この規制命令は、この組合が一般的な制限とか、あるいは特定なものに対する制限とか、この二つの調整事業をやるようなことになっておるわけでございまして、規制命令は一般的な制限のみをなし得るといふことになっておる次第でございます。

○森八三一君 そうしますと、今法律にありますが、いろいろな手続を踏んでおつたのは、次長のおっしゃるような目的を達成し得ないという結果になるのですから、組合に対して事前

をとるといふ考え方ですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 仰せの通りでございます。大体九月ごろから漁期が始まるということになりますと、その前に規制命令が必要でありましたならば、もう規制命令を出しておくというやり方でございます。

○森八三一君 その場合に、大漁で暴落させぬかというその判断の基準といふことは、それは事前にはわかりませんが、経済事情というものは変化していくのですから、昨年と同量のもので取れても、それは必ずしも規制命令を出す必要はないという数量であるかもわからぬし、昨年よりも非常に漁獲高は少量であっても、暴落を来たすという現実の生ずる場合もありますね。だから事前に包括的な権限を付与しておるといふ場合に、その具体的な運用の方ですね、それはどうなさるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) やり方の問題でございますが、これはやはり若干言葉の問題があるかと思ひます。私どもは調整事業をやる場合の調整規程というものを考へておるわけでございまして、これは組合が調整事業を実施しようとする場合には、やはりどういふ制限をするか、制限の種類、それからその方法、それから実施の期間などは、やはり調整規程で定めておきまして、そうして農林大臣の認可を受けることにしたいというふうに考へております。そうして漁業生産の調整組合は、この認可を受けた調整規程によりまして、必要に応じて、有効な調整活動をするというふうな考え方をとっております。

○森八三一君 その場合は、常態の場合でないのですか。その規制命令といふのは、今調整規程によつて、自主的に内部の取りきめによる発動をするというものでございまして、規制命令の場合には違ふのじやないですか。私の考へが違ふのであれば、一つ……。

○政府委員(高橋泰彦君) この規制命令と調整規程の両方の言葉の問題でございますが、御指摘になりました規制命令と、それからただいま漁政部長から答弁のありました規制に関する命令でございますが、これは一定要件のもとで、農林大臣が直接に組合の調整事業と同種の制限を定めて、組合員たる資格を有する全員に対して、これに従うべきだといふようないわゆるアウトサイダー規制の問題であります。これはやはりあらかじめというわけには参りませんが、これはそのつど必要に応じて、申請を待つて農林大臣がこれを認めるというふうな仕組みにいたしましたと思ひます。ただし、言葉の問題でございますが、そうではなくて組合が価格の問題、それから生産調整にからんでの問題でございまして、それはあらかじめ調整規程、規制命令でありませんで、調整規程といふものをあらかじめ作っておきまして、この調整規程によつて組合の目的と申しますか、実際の活動と申しますか、それがあらかじめ承認を受けました調整規程によつて運用されていく、このように考へておる次第でございます。

○森八三一君 私の申し上げているのは、その調整規程というものによつて、組合内部の自主的な調整をする基準といふものがきまると思ふのです。それからあらかじめ組合員の利害の上で規程されるのですから、包括的な認可といふんですか、許可といふんですか、お与へになつてもこれは問題はない。ところが、組合員外のアウトサイダーを規制しなければならぬという場合には、漁政部長お話しのように、公取との関係だとか審議会の関係、いろいろの関係があるのですよ、規程上。そういう手続を経たものでは、腐敗性の強い、時期的に非常に漁獲高の変動の激しいものについて、この法律の目的を達成するといふことが非常に困難になるのじやないか、これは次長もおっしゃつた通りなんです。そこでそういう場合には一体どうされるのか、その具体的な事例が追つてきてから規制命令発動を申請して、手続を経られて、命令が出る場合には、事は済んでしまつておると、こうなると思ふのですよ。といたしますと、事前に組合にそういうふうな規制をなし得る権限を付与しておかなければならない、大臣にかつて組合がそういう権限を行使するといふことの、白紙委任状じゃありませんけれども、ある程度の委任をしておかなければいかぬのではないかという感じを持つておる。そういうふうなことがこの法律でできるのか、できぬのか。

○説明員(林田悠紀夫君) 先生のおっしゃる通りでございます。ある程度余裕を持つて規制命令をかけておかないと間に合はないというおそれがあるわけでございます。それでそういうふうな消費者一般を害しない、いろいろな手続を経ましてかけることにはいたしまして、漁期の始まる前にかけておこうという考え方を持っております。それで、それではその年に豊漁になるかどうかかわらぬじやないかという御質問

問でございますが、もちろん魚のことでございまして、取れてみないとよくわからぬ次第であります。サンマは大体資源研究が進んでおりましたが、まあこういうふうな事態は毎年起こり得るといふことが、ある程度予測されるわけでございます。それで、もちろんもうサンマは取れそうにないといふふうな研究所の意見でございまして、たならば、そういうことはいたしません。大体毎年のようにサンマが相当おるといふことが、七月ごろになつて参りますとわかつて参りますので、それによりまして資源の状況を把握いたし、それからまたアウトサイダーが相当出てきたといふような場合は、これはもう生産調整組合の活動を阻害するといふことになりまして、で、もちろんアウトサイダーが一人か二人といふような場合はかける必要はないわけでありまして、相当出ておる。またあるいは組合が非常に弱体になつておるといふことも、もうあらかじめわかる次第でございまして、そういうことがわかりますので、漁期の始まる前には一般的にこの規制命令をかけておくことにいたしましたと思つております。

○森八三一君 私、申し上げているのは、取れるか取れぬかということばかりではありません。取れた場合には、この法律を発動しなければならぬ。それから、取れる取れぬということは問題にしないのです。そういう事象の発生した場合には、直ちにこの法律の規制命令が発動するような準備といふものをやっておかなければならぬと思ふのです。もし予期に反して取

れなかつたというときには、それは事前に付与しておいた規制命令の発動というものは、発動しなくて済んだという結果が起こるだけであつて、事前にやつておつていいと思ふのです。その場合に、事前に与える場合に、どういふときに発動してよろしいという命令をお与へになるのかということなんです。具体的に昨年はいくらだけ取れたからこういうように暴落の状態が発生したといふ、昨年の例だけで本年の経済事情をはかつてしまふといふことであつていいかどうかということなんです。もつと具体的に言いますと、昨年百取れた、だから魚価が非常に暴落した、ことしは百取れても暴落をしないかもわからぬですね。ところが、百取れたから暴落、ことしも百取れたときには発動してよろしい、こういう事前の認可を与えておいた場合に、百取れたから発動しますといふことになると、それはむしろ消費者の関係にいろいろな加工業者の関係に、あるいは輸出入業者の関係に、思わざる障害を来たすといふ結果が生まればせぬかと、逆の場合をこれは考へておるのです。その事前に、包括的に抽象的な規制命令発動の権限を大臣にかつて行なわしめるその権限を付与する場合には、ものさしは一体どう考へられるのかと、こういうことなんです。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいま先生の御指摘の通りでございます。この考え方を申し上げますと、やはりできずれば、かなり強い権限をこの漁業生産調整組合の方に与えておつて、それがその実態に応じて適宜に活動するといふことが望ましいわけでございますが、しかし問題は何かと申しまして

も、調整とは申しませんが、若干の強制が伴うわけでございますので、おのずから限度があらうかと思ひます。従ひまして、先ほど漁政部長が説明いたしましたように、やはり私どもとしては一般消費者の問題、加工業者の問題、それから冷蔵、冷凍等の関係者の方々の問題、これも考えざるを得ないわけでございます。それをしかししあまい考え過ぎますと、弾力性が失われて所期の目的がサンマのような漁業を考へても、なかなかこれはむずかしからうと思ひまして、私どもは最もその点に苦慮したわけでございますが、まあ最初のことでございますので、あるいは完全じゃなしに、どちらかにあるいは偏しているという御意見があらうかと思ひますけれども、私どもとしては、やはり慎重に一定の手続を経てこれをきめて、十全のことがやれるまで権限を与えるかどうかについては、かなり踏み切れない点がございまして、けれども、少なくとも最小限度のところまでは、十分すばやい行動ができるようにしたいというふうな気持ちで組み立ててみたわけでございまして、その点確かにいろいろ御批判があるわけでございしますが、なお具体的なところ辺の、あるいは固定的な、あるいは弾力的なやり方につきましては、具体的にぜひ一つお聞き取り願ひたいと思ひますので、漁政部長よりの説明を聞いていただきたいと思ひます。

○説明員(林田悠紀夫君) まず規制命令の内容でございますが、この六十九条の終りの方に書いておられますように、十条の一項一号に掲げる制限を定めるということにしておるわけでございます。それで、その制限とは、

この調整組合が行ないまする一般的な制限でありまして、水産動物の採捕、それから運搬、陸揚げに関する制限でございます。それでどういふことをやるかと申しますと、採捕につきましては、たとえば休漁日を設けて、月のうちに三日ほどあらかじめ休む日をきめておくとか、そういうふうな休漁日をまず設定するとか、あるいは火船の隻数を制限いたしますとか、あるいは網の大きさとか、網の数を制限するとか、そういうふうな採捕の制限がございまして、それから運搬の制限は、たとえば百トンの船なら九十トンより積んじやいかぬというふうな積載量の制限、それから陸揚げに関する制限につきましては、港に入つて参りました、そこでしばらく停泊させるとか、そういうふうな制限を考へておるわけでございまして、それでそのほかに特定者に対する制限というものは、ある船が入つてきた場合に、非常に価格が下がつておるから、その船をちよつと揚げるのを待てというふうな、特定のものの対する制限ですが、これは規制命令にはいたさないわけでございまして、一般的に組合員があらかじめ制限規程を設けておきまして、その制限に服していくと、そういう一般的な制限だけを規制命令に掲げるということを考えておる次第でございます。

○森八三三君 そういう内容が、いつどういふ時点において発動されるかという点です。それは必要を生じた場合に、調整組合が農林大臣に申請をして、農林大臣から命令が出ると、これが常態でしょう。そういうことをやっておつたんじゃないかというものが、現実なんではないか。

うんですか。令おつしたような内容の、陸揚げを中止させるとかというふうなことを大臣に申請して、大臣は口頭なりその他の手続を経られて、そういう命令をお出しになって魚価の暴落を防ぐということが可能であれば、それでいいんですよ。私は可能でないと思うから、その場合にはあらかじめ包括的な権限を付与しておかなければならぬのではないかと考へておるのです。その権限を付与する場合には、そのさしはどうかという基準でお定めになるのか。もしこれを非常にゆるくきめておけば、魚価の暴落というものをさえていく意味が失われてしまふ。非常に窮屈にきめたら、これは消費者その他の方に影響が来ると思ふのです。だから漁民の方に損害を与えてもならないし、一般的な消費者方面にも、不測の損害を与えてはならぬ、非常にむずかしい問題なんです。だからそれを事前に与えておくという場合の尺度はどうおやりになるのか。前年の実績だけをやるといふことだけでは十分じゃないのじゃないか。そのときの経済事情というものが織り込まなければならぬのじゃないか。そうすると、どうしてもそのつどの申請を待って、大臣が公正な判断をされるということ以外にない。それでは間に合はぬ。それをどうされるか。

○説明員(林田悠紀夫君) まず、この調整の内容にも、きつものといふあるわけでございますが、一般的に休漁日を設けておくといふふうなことは、これはもうあらかじめやっておくということになるわけでございまして、それでたとえば陸揚げ制限をするというふうな場合には、これを発動いたしますのは、その港の価格がキロ十一円以下に下がつてきたというふうな場合に、これを発動する。そういう考え方で、従つて十一円くらいは支持をいたしていきたいということをお原則にして考へておきますので、港の市場におきまして価格が下がつてきたということが、市況通報とか、あるいはその港に調整組合の職員を委嘱しておきまして、それがはつきりするといふふうなことになるかと、すぐ知事の方へそういう通報をいたしまして、そのときには発動してよろしいということをおあらかじめきめておきまして、従つて陸揚げの制限のような場合には、そういうふうな価格が一定価格以下に下がつたという場合に直ちに発動するといふふうなやり方にしたいと思つております。

○理事(石谷富男君) ちよつと速記をとめて。
○理事(石谷富男君) 記速をつけて。
○理事(石谷富男君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、上林忠次君及び谷口慶吉君が辞任、その補欠として青田源太郎君及び仲原善一君が選任されました。しばらく休憩して、午後は一時三十分から再開いたします。
午後一時五十分開会
○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。
委員の異動について報告します。本日永岡光治君が辞任、その補欠として

小林孝平君が選任されました。
○委員長(藤野繁雄君) 農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八三三三)予備審査を議題といたします。
本案について提案理由の説明を願ひます。
○政府委員(井原岸高君) 農業災害補償法の一部改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を説明いたします。
農業災害補償法第七條第四項の通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率のうち農作物共済にかかるといふについては、昭和三十六年にこれを一般的に改訂することとなっております。しかし、現在農業災害補償制度の改正を準備しております、農作物共済の共済掛金率の設定方法についても、新制度に則して改善を加えるのが適當と考へられますので、本年は農作物共済についての通常共済掛金標準率等の改訂を行なわれないこととした次第であります。
以上が、この法律案の提案理由であります。
何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひいたします。
○委員長(藤野繁雄君) 以上で本案についての提案理由の説明は終わりました。本案については、この程度にいたします。

○委員長(藤野繁雄君) この際林業業務に関する件を議題といたします。本件について質疑の要求がございまして、これを許します。北村君。
○北村君 私は、過日の国有林の従

第九

業員に対する仲裁裁定が outcome して、その実施の問題について若干質問をいたしたいと思いますが、まずお伺いしたいのは、先日閣議において国有林の増伐問題が出ておりますが、これは三十六年度の収入に対してどのような影響が出てくるか、この点おわかりになっておたら一つ御説明願いたいと思つてます。

○説明員(高尾文知君) 私から直接お答えするのはあるいはどうかと思つてますが、大体今までの林野庁の方で検討いたしておりますのは、三十六年度の計画の中にこの増伐ということを通り込んでやるということは、御指摘の通りあるわけでございますが、この計画はまだ具体的にたつておりませんが、これは若干日数が要するかと思つてます。それがまよりますれば、たまたまお示しのような予算上の措置あるいはその他がはつきりしてくるかと思つてます。ただいまのところ局におきまして検討中というのが実情でございます。

○北村暢君 約一千万石くらい増伐するということをお聞きしています、その大体のワタもわかりませんが、○説明員(高尾文知君) 三十六年度は、ただいま御指摘の通りに、三十五年度千八百萬キユービックメートル、これが二百万立方メートルふえるわけでございますので、その単価等をどういふふうに、大蔵との関係もございまして、きめていくか、つまびらかにまだいたしておりません。

○北村暢君 増伐すれば、収入増になることは間違ひございませんか。
○説明員(高尾文知君) お説の通りで

ございませう。
○北村暢君 木材の価格の値上がり傾向がありますが、これによる三十六年度予算編成当初における価格と、その後における木材価格の値上がり傾向、こういうものについて、どのような傾向になっておられますか。
○説明員(高尾文知君) 三十六年度の当初の予算編成のときにおきましては、前年度価格に比しまして五%のアップということに積算をいたしたわけでございます。ただいまの時点におきましては、これが約二%さらにアップをしておる、こういう状況でございます。

○北村暢君 そうしますと、増伐の問題、木材価格の値上りの問題等からいって、国有林野特別会計の収入増になってくる見通しは大体ついているんじゃないかと思つてますが、その見通しを、確実な点をはわらないにしても、相当程度の収入増になるのじゃないかと思つてますが、ここら辺の感じはどういうことでしょうか。具体的な数字でなく、概略の数字でよろしいですか。
○説明員(高尾文知君) はなはだ恐縮でございますが、伐採量が具体的に決定いたしましたから、収入その他がはつきりいたしてくる、こういうことでございますので、一つ御了承願いたいと思つてます。

○北村暢君 それでは具体的に、時間ございませんで急いでお伺いいたしますが、現在仲裁裁定の実施について、組合と当局の間で交渉中のようでございますが、一応明らかにしたところによると、定員内、いわゆる三七以上の配分の関係について問題がありま

すが、これは自主的に交渉によってやるべきだと思つてますが、その内容等について私は触れませんが、ただ林野庁が今作業員の賃金を平均して八%程度上げたいということの回答が来たようでございますが、これは予備費の範囲においてやるというようなことも聞いておるのですが、一体今度の仲裁裁定実施に対して、この八%を上げるということ、どのくらいの金額が必要になりますか。
○説明員(高尾文知君) ただいま八%アップというお話がございましたが、これは先生すでに御承知の通り、仲裁裁定の中におきましては、いわゆる定員内職員の基準賃金その他を最初に出してございませうが、その中のいわゆる三七以上の職員あるいは作業員につきましては、それぞれ金額を示されておるのもございませうが、基準内賃金で二%アップしろ、相当額アップしろ、そういうふうに出ておりますが、たまたまお示しの八%と申しますのは、林野庁といたしても、この仲裁裁定の第四号でありますか、ここにうたわれております趣旨を十分尊重いたしまして、金額その他明示されておるものをせんけれども、これを組合と自主的に解決しようということ、当局が四月二十四日に提案いたしましたのが、ただいまお示しの約八%相当額の問題、こういうふうになっておるわけでございます。総平均で約八%程度でございますが、金額にいたしますと九億八千万、約十億、こういう数字に相なるわけでございます。その予算上の措置と申しますか、これは今先生の御質問にありましたように、予備費からという

ことに一応考えたわけでございます。○北村暢君 定員内の方は幾らですか、必要原資は。
○説明員(高尾文知君) 定員内の方は、先般長官からもお答えいたしましたように、これは計数の整理で若干ふえる、あるいは減るといふこともありませうが、約十九億、それからその裁定の中に示されておるものが四千万という数字が出ておるわけでございます。

○北村暢君 そうしますと、予備費は三十億五千万くらいだと思つてますが、予備費の中にこれは入る、予備費が全部まかなうということになれば、これで予備費はほとんどなくなるのじゃないかと思つてますが、またこの予備費からはみ出すことはございませぬか。
○説明員(高尾文知君) ただいままで私が申し上げました数字で参りますと、大体三十億前後にならうかと思つてます。

○北村暢君 まあ三十億前後ですから、三十億五千万あれば、予備費の中で処理はできる、このように思つてますが、例年予備費は一体、そういうふうにかつかつたくなるまで年度当初において使つてしまふということはあるのですか。
○説明員(高尾文知君) 当初三十六年度の予算を編成いたしましたときの事情でございますが、これは、予算は大體前年度の六月、七月ごろに着手するわけでございます。その後ははつきりした見通しのついたものは、大蔵の折衝過程においても、もちろん考慮して修正することはございませうが、ただいま

御指摘のありました林野庁関係の組合とのいわゆる新賃金問題、これは相当紆余曲折がございませう、一体どのくらいになるかということ、それからこれも、実は予測が予算編成の時期においては、事務的にいつてなかつた、そういうことではつきり見通しをつけてなかつたわけでございますが、一応予備費といたしまして三十億を曲がりなりに計上いたしておる、そういう事情でございませう、これを全部使ひ切つてしまふという計算になれば、あとはどうするの、こういう御質問だらうと思つてますが、これは私どもの方でも今すぐにはこの予備費の方に増額をするとか、あるいは理由も相当考へねばならない、実は相当苦慮いたしておるわけでございますが、なほ御参考までに申し上げます、いわゆる災害等の突発事故、こういうものに対しては予備費はたしか一億だつたと思つてますが、別に計上いたしてございませぬので、普通予想せられませうないわゆる災害はその方ではなかつた、こういう仕組みに当初から相なつておるわけでございます。

○北村暢君 今度の仲裁裁定の処理をするにあつて、補正予算を組むということは考えなかつたのですか。
○説明員(高尾文知君) お説の通り、三十七条適用者に対しては、いわゆる約十九億、これは補正予算でやるということ、事務的に大蔵省と折衝中でございます。ただ、ここで御留意願いたいと思つておるのは、総体のワタといふのが、一応国有林野は收支相償うようにきめられておるもので、この補正にお願ひするにいたして、

御指摘のありました林野庁関係の組合とのいわゆる新賃金問題、これは相当紆余曲折がございませう、一体どのくらいになるかということ、それからこれも、実は予測が予算編成の時期においては、事務的にいつてなかつた、そういうことではつきり見通しをつけてなかつたわけでございますが、一応予備費といたしまして三十億を曲がりなりに計上いたしておる、そういう事情でございませう、これを全部使ひ切つてしまふという計算になれば、あとはどうするの、こういう御質問だらうと思つてますが、これは私どもの方でも今すぐにはこの予備費の方に増額をするとか、あるいは理由も相当考へねばならない、実は相当苦慮いたしておるわけでございますが、なほ御参考までに申し上げます、いわゆる災害等の突発事故、こういうものに対しては予備費はたしか一億だつたと思つてますが、別に計上いたしてございませぬので、普通予想せられませうないわゆる災害はその方ではなかつた、こういう仕組みに当初から相なつておるわけでございます。

御指摘のありました林野庁関係の組合とのいわゆる新賃金問題、これは相当紆余曲折がございませう、一体どのくらいになるかということ、それからこれも、実は予測が予算編成の時期においては、事務的にいつてなかつた、そういうことではつきり見通しをつけてなかつたわけでございますが、一応予備費といたしまして三十億を曲がりなりに計上いたしておる、そういう事情でございませう、これを全部使ひ切つてしまふという計算になれば、あとはどうするの、こういう御質問だらうと思つてますが、これは私どもの方でも今すぐにはこの予備費の方に増額をするとか、あるいは理由も相当考へねばならない、実は相当苦慮いたしておるわけでございますが、なほ御参考までに申し上げます、いわゆる災害等の突発事故、こういうものに対しては予備費はたしか一億だつたと思つてますが、別に計上いたしてございませぬので、普通予想せられませうないわゆる災害はその方ではなかつた、こういう仕組みに当初から相なつておるわけでございます。

一応予備費の方が消滅されるのではなからうか、まあこういうふうに見えるわけでございます。

○北村暢君 そうしますと、この十九億の方は補正予算で実施をする、その場合、予備費を減らされる。結局、予備費の三十億五千万のワクの中で補正をする、こういうことになるのですか。

○説明員(高尾文知君) ただいまの時点におきましては、一応そういう形になるのじやなからうかと、こういうふうにお考えしております。

○北村暢君 私は、先ほど、増伐なり木林価格の値上がりなんというものを、ことをお伺いしたのは、そういう点からお伺いしたのですが、十分収入源として相対的な見通しがあるとするならば、この予備費に触れないで、補正予算というものが考えられるべきでなかつたか、このように思うのですが、補正予算のワクが、予備費のワクで補正する、こういうことで、新たな原資というものを考えておられない。このような考え方で補正予算を組もうとしているのですか、どうなんですか。新しい収入源というものを考えずに、予備費だけで補正をしよう、こういう考え方なんですか。

○説明員(高尾文知君) ただいま御指摘の点まことにございまして、御承知のとおり、ただいまの時点におきましては、先ほど申し上げたようなふうに進んでおるわけでございますが、御承知の通り、国有林野事業の特別会計には、いわゆる弾力条項というものがございますので、所定の、まあ限定はされておりますが、事業をふやしてやるといふような場合には、それに伴う

支出ということが充当できるというふうな運用の方法があるかと思っております。

○北村暢君 どうしてもちょっとわからないのですが、仲裁裁定実施するということになれば、増伐なり木材価格の値上がりの収入源を見れば、この独立採算制の建前からいえば、仲裁裁定の実施を予備費の三十億内で解決しよう、こういうことは、私にはちょっと理屈が成り立たないのじやないかと、このように思っています。というのは、三七以上については一二%というのは、これは仲裁裁定で明確に出ているのですから、これはもうどうしてもこうして出さなければならぬ。幸いなるかな、作業員の方は、あなたの方から言えれば、作業員の方は額は出ていないわけですね。それで自主的に交渉でやりなさい、こういうことになっておられるので、それを予備費のワク内におさめるべく、非常に巧妙にできているのだから、知らないが、九億八千万円というところで、定員内外合わせて予備費がつかつたというところに計算がされておる。これは悪く邪推すれば、予備費のワクに当てはめて逆算をして、八%になるようにしたのじやないかと、こういうような感じを受けるわけですよ。でありますから、それじゃ、この八%というものの算出の根拠というのは一体何か、こういうことで一つ御説明をいただきたい。

○説明員(高尾文知君) ただいまお話がございましたが、予備費のワクがこれこれだから、それによって逆算してこうしたと、そういうことではございません。これは御承知の通りに、いわゆるPWも相当上がってきたという客

観的な情勢もございするし、私どもの方で一応計算をいたしましたその値上り職種の中で、国有林野事業の中に相当するといえますか、そういうものを拾ってみて出しました上昇率が約一一・一%ということになっておるわけでございます。それから、それに対して、すでに昨年度、まあ非公認あつてと申しますか、当時の公労委の事務局長の私的あつせんという形で、組合と話がつきまして上げました、わずかな額でございますが、これが大体三%のアップになっておるということ、一一・一%から三%を引きまして約八・一%と、こういう数字をはじき出したわけでございます。なお、この三%引くということについては、目下組合の方で非常に反対がございまして、目下交渉中でございます。

○北村暢君 そうすると、PWの改訂があつたから、約一二%の改訂があつたから、それに合わせて二%にして、昨年の上げた分三%引いて、まあ八%か何かと、そういうものが出てきたと、こういうような説明のようですか、PWは昨年は上がっておりませんか。改訂はなかつたのですか。

○説明員(高尾文知君) ただいま申しましたPWは、今度の裁定が出しました後、新しく定められたやつでございます。それを基準にいたしておる。

○北村暢君 いや、昨年PWの改訂はありませんでしたかと聞いています。

○説明員(高尾文知君) あつたそうであります。

○北村暢君 幾らあつたのですか。

○説明員(高尾文知君) 三十二年に三百七十円という数字がございまして、それが昨年の三十五年において四百二

十五円、これに上がつておる、こういうことでございます。

○北村暢君 今言った数字ですという、だいぶん上がつておるようですよ、これは、あなたの方は、まあ一二%PWが上がつたから、上げよう。昨年は、PWは上がつても、上げなかつたわけですか。

○説明員(高尾文知君) 昨年は、あるいは御承知かと思ひますが、いろいろ賃金問題については折衝を重ねたわけでございます。その間いろいろ折衝がございしましたが、なかなか労使双方の意見が一致いたしませんで、御案内の通り、一応八百円という線は出たわけでございますが、いわゆる作業員に於いての裁定というものは、労使双方において賃金の決定方法も含めて十分検討し、こういう趣旨の裁定があつたわけでございます。それに基きまして、当局におきましても検討を重ねて参つた、こういう経緯になっております。その結果を最近の段階において提示し交渉しておる、こういう段階でございます。

○北村暢君 ですからお伺いしておるの、今年PWが上がつたから上げよう、こういうわけでしょう。だから昨年はPW、やっぱり相当上がつておるでしょう。今額で言われましたが何%上がったのですか。昨年はパーセントはどのくらいですか。

○説明員(高尾文知君) 三十二年を一一〇〇といたしますと、三十五年が一五%のアップ、こういうことになっております。

○北村暢君 そうしますと、昨年一五%上がつて、三十二年、これは国有林の労働者も同じですよ、この三年間上

がっていないのですから、従つて、上がっていないのですから、PWは一五%上がつて、今年また一二%上がる。そうすればその一二%上がつておるやつからあなたの方は今三%引いて八%だけしか上げないというのでしよう。一体これはどういう計算になるのですか。

○説明員(高尾文知君) 計算の点は、また後刻お答えいたしますが、三十五年におきましても全然上げていないというわけでございます。これはごくわずかでございまして、先ほど申し上げましたように、去年の八月一日以降六円の引き上げをいたしておる、こういうことでございます。

○北村暢君 そうすると、昨年の場合はごくわずか上げて、PWの一五%上がったものに對しては、それに見合うものは上がっていない。これは明確ですね。

○説明員(高尾文知君) 現実はその通りでございます。

○北村暢君 そうしますと、あなた方はこの三%引くと言ふけれども、PWの一%から三%引いて何か八%あげようと、こういうことなんだが、三%引くという根拠はもう全然ないんじやないですか、理屈からいって、PWを基準として物事を考えれば、あなた方今比較しておるのはPWでやつておるのだから、PWを問題の対象として考える場合に、三%引くという理屈は成り立たないでしよう。昨年PWの一五%上がつてこれに見合うものは上げていない。そうしてまた今年PWが一五%上がつておる。それだからそれに

見合うものは上がっていないのに、三%くらい昨年上げたが、何かしらない

ていない。そうしてまた今年PWが一五%上がつておる。それだからそれに

けれども、全然前に上げてあるから、PWの一二%から三%引くという理論的根拠はないんじゃないですか。

○説明員(高尾文知君) 私の説明が不十分だったかと思いますが、国有林の作業員の間で賃金の推移というものは、全然上がっていないというわけではございませんので、団体交渉をいたしましてそういうことを決定して上げた、上げない、そういうことはなかったというのを申し上げておるのであります。推移といたしましては、指数的に相当アップの動きがあるわけでございます。御参考までに申し上げますと、三十二年におきましては、これを一〇〇としたしますと、三十三が一〇四、三十四が一〇八、三十五年は一一一、こういうような主要十一職種平均をとりますと、そういう推移になっておるわけでございます。

○北村暢君 それはベース・アップじゃないですよ。あなたの方の今までの賃金のきめ方の不合理を直しただけの話で、それはベース・アップでもなければ賃金引き上げというものに該当するものではないはずですね。ですから、それは理屈にならないですよ。まあどのくらい上げてきているか知りませんが、それは全然理屈にならないので、それじゃ一般の定員内の人だ、これは定期昇給というものはだまっていたとしていくのですよ。定期昇給というものはだんだんしていく。そういうものとの昇給原資というやうなものに該当するかどうか。それとびつたり一致はいたしませんけれども、そういう性格のものであるはずで、ところが今度はそうじゃない、はつきりとこの一二%アップというものは賃金の水準を引き上げることになっておりますね。ですから、これはやはり物事の考え方というのを、そういうふうには理解してもらわなければいけない問題だと思つてます。でありますから、あなた方は今度の作業員の賃金をきめるのに、PWというものを出してきた。実は私はこのPWを使うことは賛成じゃないのです、私は。しかしながら、あなたの方の土俵に入つたとして、今PWというものでやろうとしていて、それじゃPWの比較の上で一体どうなるかと言つたら、どうも今私の聞いた範囲では、昨年一五%上がつて、ことし一二%上がつて、そういうふうなPWは上がつておる。その昨年のPWの一五%に該当するものというものは、昨年はとにかく上がつていないことはもう間違いない、これは。それで、昨年の三%というものが、一体PWに比較すればPWの一体どの分に該当するか、一五%の中のどれに該当するかそれはわかりませんが、引くとしても、今のあなた方が引くとして、この三%というのは、昨年上げた分でしょう。従つて、その引くという理屈をとるとするならば、昨年のPWはゼロだった。にもかかわらず国有林は三%上げた。それから、昨年上げた分を三%引くというならまだ理屈はわかる。ところが、PWは昨年一五%上がつて、その間にそれについてのことば言わないで、昨年三%上げておるから、今度は一二%の中から三%引くのだと言つたら、これは全然理屈に合わないじゃないですか。それだから、私は先ほど言つたやうに、予備費というものを頭に置いてお

いて、そうして一二%から三%引いたらちよどこかの予備費の中に当てはまつたから、それで三%引くのだ。たまたまその三%というのが去年上げた分に該当しておつた。何か職種をやつた、だから逆算したのじゃないか、そういうふうには私は言つたのもそこにある。だから、これはあつさり昨年のことば言わないから、ことしの分は上げた方がいいじゃないですか。理屈は全然成り立たないじゃないですか。

○説明員(高尾文知君) どうもはなはだ説明がまずいので、ただいま問題になつておられます作業員の約十億と申しましたのは、これは仲裁裁定にかくかくすべしと明示された額、その他基準によつてやつたものではないのでございまして、ともかくこの精神をくみまして、労使双方で、団体交渉において何とか解決していこう。とにかくここ数年來、先ほど申し上げましたやうな意味では上げてない、上がつてないという事態を、双方認識いたしました。一歩前進といひますか、前向きでいこうという一つの現われがこれになっておりますので、そこら辺も一つ、御了解願ひたいと思ひます。なお、今の三%の点については、目下大論争をやつておりますので、ここで私がとかく申し上げまして、妙なふうになつてもまずいので、これはこの程度で御了承願ひたいと思ひます。

○北村暢君 とにかくあなたの方のPW一二%上がつたとして、それから三%引くという理屈は今の点からいつても、全然成り立たないという私は感じます。今あなたの答弁の中から聞いておつて、しかしながら、これは

私は三%上げるといへば、団体交渉成立したよなことになる、非常にまづいから、その点私言つていたのでなく、理屈が成り立たない、こういうことを言つておる。昨年あなた一五%のPW上がつておるのなら、これに該当するものは、あるいは何かしら考へておかなければならなかつた問題だと思ふ。だから国有林の労働者の賃金は、民間と比較して、上がった上は論争があるのですよ。いわゆる地域別、職種別賃金というPWの考え方これについては、これはいろいろありますけれども、大体これは大企業でPW何だの何かというのを使つて、交渉をやつたり何かして、賃金をきめていこうと考へないです。大体労働省のある政令とかで発表しているというPWといふやつは、これは中小企業とか何とかの便宜のために出しているのですよ。使つたに、土建屋さんでも何でも、いろいろ業者あるでしょうけれども、そういう性格のものなんです、大体が。ですから、PWといふのは、これはうんと低いのですよ。非常に低いのですよ。そういう性格のものなんです。

これは二年ばかり前の予算委員会で大論争やつたことがあるのですけれども、労働省とやつたことがあるのですけれども、これは占領時代の置きみやげなんです。PWを作つたというのは、あれはマッカーサーが占領したときに、駐留軍労働者の賃金があまり高過ぎて困るので、PWといふやつで押さえたのですよ。そういう性格を持つておるので、PWといふ必要はないPWなんです。それをあなたたち、今使つて、賃金を査定しようなんて、

大体おかしいな、あなたたちの頭が。もう少し自主的に団体交渉してきめるといふなら、そのようにやつたらいい。しかもPWよりまだ低いところ、三%削つたり何かしようといふ、しめたことをやつておるから、おかしなことになる。だからあれじゃないですか、私は補正予算を組むというのだったら、予備費ということに限定しないで、やはり収入源だつてあるのだから、この際やはり積極的に補正予算を組んで、補正予算で出てきたときにまた論議になるだろうと思ひますが、私はそういう考へ方でやるべきでないか。少なくとも定員内の方が一二%というものが上がつておる。これは定員内は昨年八百円上がつておる。で、なお、一二%今度は上げようという。作業員の方は、八百円に該当するものは上がつていないでしょう、昨年。だんだん改訂して、何か賃金の体系そのものも変えてきておるというけれども、いまだに、この間も言ひましたやうに、仲裁裁定の賃金の払い方自体だつて、まだきまつていない。こういうやうな状態ですよ。その場合に、何がゆゑに削らなければならぬかというところは、実にわからないですよ。もう少しやはりあなたの方、国有林野事業を運営する作業員としての基幹的な作業員、そういうものに対して、あなたたかみというものが無いのじゃないか。これは前から長官にも言つたのです。その点を一つ、要望したわけですが、けれども、一つその点は、私はどうし

てもやはり、この一二%アップといふものを、PWと比較しているのですから、それを削る理屈というものは全く

でもやはり、この一二%アップといふものを、PWと比較しているのですから、それを削る理屈というものは全く

成り立たないように思いますし、まだ私は上げるべきだと思っております。一日当たりのこの賃金単価だけで言っただけではだめです。やはり人間、生活しているのですから、一月月の所得というものを、やはり考えてやっていくべきじゃないでしょうか。こういう傾向というのは、もう所得倍増ばかりでなしに、全部そういう傾向に考え方が変わってきているでしょう。基本問題調査会の答申だつて、農家の所得というものを問題にするのですよ。一時的に高いものがあつたつて、年間平均して一体所得というものは幾らになるか、これが問題なんですよ。ですから、そういう新しい感覚で、やはり物事を処理されるべきじゃないでしょうか。差しあたつての団体交渉について、私はそういう点からいって、まことに理解できないものが、あなたの説明自体からも受け取れますので、これは善処を一つしていただきたいというふうに思います。どうですか。その大論争を今、労働組合とやつてゐるんですけれどもね。どこに押えたから、どうだのこうだのということになしに、もう少し筋の通つた賃金の組み方をすべきではないでしょうか。

○説明員(高尾文知君) たいまいるいろいろお話がございましたが、精神においてはその通りだと思つて、私も私もそういう方向で、一つやつていきたいと思います。いろいろと御承知の通り、諸制も当局として受けてゐるわけでございますが、その中で、団体交渉という場において、自主的にたたいまのような趣旨に従つて進んでいきたい。これは昨日、私作業員の一部の方とお会いしたときも、そういう

ことは申し上げたわけでございます。これは精神としてはそういうことで進んでいく。なお、日給制の職員の場合でございますが、なるほど私どももいたしまして、昨年の八月一日以降に、若干の賃上げをしたわけでございますが、その後において、調査会の答申等でも指摘しておりますように、農山村の人口そのものが、非常に減少してきているということ、賃金の事情にも相当変化が生じてきている。こういうことは私どもも認識しているわけでありまして、そういう点に立脚いたしまして、賃金体系自体の是正といたしまして、改訂ということも、早急にやつていきたい、かように考えております。

○北村鶴君 もう一点だけ、今林政部長が言われましたように、今までは国有林の賃金は高かつた。高かつたというところで、一般の業者から、国有林の賃金をあまり上げないようになつて、か、改訂ということも、早急にやつていきたい、かように考えております。今日賃金の事情が非常に違つてしまつて、国有林の方が逆に民間よりも低い、もしくは同じだというふうなところが、ざらに出てきたわけですね。そういう点は、非常に大きな変わり方です。しかし民間は割合不安定です、雇用関係が。ところが、国有林は割合安定している。従つてほかの民有林と比べれば、今までだつて若干高かつたかもしれないけれども、ほかの電源開発だとかその他と比べたら、賃金は問題にならないですよ。これはしかしながら、国有林は雇用が安定しているから、将来もこれはお世話にならないけれども、国有林で働いてゐるのですよ。そ

ういふ点をやつぱり林業という中だけで物事を考えないで、あなたの方PWというものをを使うのだったならば、PWというものはこれは全産業についてあるのですからね。あるのですから、そういうような点をやはり十分考慮していかねばならない、かように思つております。ですから、好きこのんで国有林の低賃金におおのじやない。やはり少しも安定した方がいいというので安くてもまあ長くと、かようなのが今までの農山村における考え方なんです。非常に変わつてきたでしょう。今、造林の作業員を探つたつてあなた、担当者も四苦八苦ですよ。あなたの方どう思つてゐるのか知らないけれども、作業員を募集するのにももうどうにもこうにもならなくなつて万歳やつてゐるような状態でしょう。そういう時期にとかく賃金は安いので、予算で押えられているというので、それでもなおかつあなた、何とかかんとかだましてつれて来なければならぬといふね。非常に末端の担当者が苦しんでゐますよ、作業員を集めることにね。そういう状態にある。これらをやはり十分勘案して今度の賃上げというのに対して臨んでいただきたい。この点は一つ要望しておきます。

○委員(藤野繁雄君) 魚佃安定基金法案(閣法第七四号)、漁業生産調整組合法案(閣法第七五号)、漁業権存続期間特例法案(閣法第一五〇号)、以上予備審査の三案を一括議題といたしまして、三案について御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○龜田得治君 きょう途中で質問を中止したわけですが、その続きをいたします。

昨日もちょっと問題に出ました例の三重県の伊勢湾における問題ですが、あれは前回に質問を申し上げたときには、まず県庁の方で一つしかるべく解決に努力をしてみよう。それを待つておろすのだというふうな趣旨のお答えがあつたはずですが、その後どういふふうに進んでおるか。県の努力の結果、話がまとまつたんならまつたつと、その辺の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋泰彦君) 三重県の四日市市周辺における魚の異臭問題についてでございますが、三重県御当局で魚に石油等のおいがつく原因等につきまして、その原因並びに範囲等については各機関、学校等の協力を得まして調査をしておつたのでございます。調査の結果、過日およその調査を終えて一応の中間的報告があつたわけでございます。この内容はまだ最終的な調査を終

えたわけではございませんですが、範囲等については、かなり具体的な報告があつたわけでありまして、その後、三重県当局でこの問題の処理の方法につきまして研究中のようでございます。やはりこの原因と思われれる工場側と被害者の漁業者との間に立ちまして、補償その他の問題についてもおこなつております。

○政府委員(高橋泰彦君) ちよつとただいま資料を持って参りませんでした。私の記憶に間違いなければ、やはり原因は石油関係の工場並びに海の方から陸の工場へ石油を揚げる場合に、ある程度漏れたかどうかという点、そういうような点がやはり原因であらうということが考えられます。ただ問題は、それだけではなくて、そのほかにも都市一般の糞尿処理等の問題、それからその他の一般工場による水質の汚濁の問題もこれに関連して、結果として魚が石油くさくなるというふうな趣旨のたしか報告だつたように記憶いたしております。

○龜田得治君 そんな原因をどう広げてしまつと、はなはだ処理がむづかしくなるわけでしょうが、石油くさいわけですからね、だから石油関係の工場の廃液といったことが主たる原因なんだろうと思つてゐるんですが、報告書ではどういふふうになつてゐるんですか。石油を海から揚げるときにこぼれたものもあるかもしれぬとか、そんなことまで言ひ出すと、これはまことにな

んですわね、かもしれぬでしょうが、多少のことはあったって、そんなものは影響しないでしょうね。どうもこの調査というのにはちょっとおかしいですね。あなたその調査書をもらって読んでみるのもいいかと、こう思ったんですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 内容の詳細は忘れたいけれども、一応もつともだといふふうに考えたわけでありまして。特にあの試験の中で注目すべき点は、その場所を相当ある程度試験の中に織り込みましてそれぞれの水面を分けまして、その水面では特にその異臭の度合いがどうかというふうな点まで、たしかやっておいたはずでございますから、まあ原因もはぼわかるわけでございますけれども、過日知事さんの話を聞いたわけですが、もちろん石油関係がおもな原因であらうけれども、それだけでなくて、ほかの原因もそれにつけ加わっているようであるというふうな口頭の説明も受けたわけでありまして。しかし、もちろん三重県、四日市というところは、御存じの通り石油工場が相当あるわけでありまして、従つてどの工場がどの程度だということも工場別の度合いを確定することは困難にしても、いずれにしても、石油関係の工場が大きな原因になつていふことについては、ほぼ誤りないのじゃないかというふうなまあ報告を読んだ印象ではそのような印象を受けております。

不明確な原因はそれを二〇%とみるか三〇%とみるかというふうになつていけば、なるほど基準が出てきます。それから現在でもそういう何でしよう、工場の廃液などは同じように出ているのですか、その点の改善などは何か一応されておるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 原因等につきましては、まだそこまで研究がいていないようでありまして、ただいまのところは、海の方の調査区域ごとの異臭の程度を確認する程度で試験したようでありまして。今後の問題として、ただいま御説明申し上げましたように、石油の精製の際の程度出てくるかというふうな問題、海の上から工場へ原油その他を送り込む場合にどの程度漏れるかといったような問題、それそれのそういつたような原因の除去の問題について、今後調査が進められるというふうな理解しておりますが、県当局ももちろんまず現象を確かめ、それから原因を確かめてその原因をなくする、こういうふうな持っていくこととは確実だと考えられます。

う問題を明らかにしたり、あるいは起きた損害を、ともかくもお互いに分担して賠償する、あるいは今後の被害現象については、工場の排水についてどういうふうな処理をするか、これは実際加害者が大よそわかっているならば、加害者だつて、もつとあおそうだったか、済まなかったということ、人から言われるまでもなく、もつと積極的に出てくる義務があるのじゃないですか。どんな態度をとっているのですか、加害者の方は。

○政府委員(高橋泰彦君) 知事並びに県の事務当局の報告その他で聞いておるわけでございますが、決してお話しのように工場側は非協力的な態度であるというふうなふうには聞いておりません。調査その他につきましては、相協力の協力もいたしているようでございます。決して非協力というところはないようであります。県当局としては、そのような事情もございするもので、時期が熟しますれば、両者の間に入りまして、仲介いたしまして、補償その他の問題についても仲介の労をとりたいというふうな意向でございするもので、私もそのことは大へんけっこうなことで、ぜひ両者の間に立つて善処していただきたいというふうな申し上げているわけでございます。

は言えないのじゃないかというふうな聞いております。

○政府委員(高橋泰彦君) 具体的に私の点はまだ聞いておらなかつたわけですが、やはり絶対に大丈夫ということとはあり得ないにしても、現状を改善する幾つかの方法は、必ずしもないと

いう研究は通産省の方では何か専門に研究されておる部署があるんですか。あなたの方にはどうもないようですか。通産省の方には何かあるんですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 私ども水産庁の方は、主として被害の立場で水質の問題を各研究機関を通して検討しているわけですが、原因の除去、特に工場側の設備等の問題につきましては、もう私どもの知っているところで、現在ではかなり大きな工場につきましては、相当研究も自主的にやっております。相協力的な態度で、技術的な指導もしております。通産省もこれに対してかなり報告も聴取し、技術的な指導もしております。国に聞いておられますが、これはたして国の機関として研究しているかどうか、ちよつと私今知っていないわけでございます。水質の問題につきましては、私どもの方で十分に検討いたしております。

のテーマによりまして、各大学のそれ
ぞれの先生等にもお願いいたしましたし
て、研究所だけで足りない点は、その
ような形で学術的に詰めていただく
というようなことも行なっております。
○亀田得治君 その各研究所を合計で
いわけですが、何人ぐらいそういう
担当者がおるのですか。
○政府委員(高橋泰彦君) ちよつと
きよう手元の資料がございませんで、
後刻調査いたしましたして御報告申し
上げます。

○亀田得治君 大学にも委託したりす
るといのですが、たとえば、昨年度
では何件ぐらい委託して調べましたの
ですか。大よそでいいのです。
○政府委員(高橋泰彦君) 昨年はたし
か一件だと思いましたが、本年
度はその予算額をふやしまして、これ
は主として技術会議の担当になろう
と思ひますが、技術会議の方にもお願い
いたしましたして内容を増加するはずであ
ります。

○亀田得治君 そうすると、その水
質関係を研究する技術陣というのは、
あまり大したことないようですね。ま
あ、人数の点はまだ聞いておりませ
んが、それにしても、悪くなっている水
質を調べるだけじゃ、これは何も問題
の解決にはならぬので、悪いのを結局
はどうするかということでは調べてお
られるわけでしょうか。だからその調
べる関係は、やっているとこのじゃ
なしに、その有害なやつを有害でない
ようにするにはどうするかという研究
に、どうして水産庁進まないのです
か。そっちの方は何かこう通産省の仕
事であるかのごとくちよつとおしや
るわけですが、あるいはそうかもしれ

んけれども、しかし、それならそれで
通産省の方が一体どういうふうな仕事
ぶりをしておるのか、そういう点はあ
なたの方でよくつかんでいて、何か問
題が起きた場合には、積極的に農林省
からも通産省の方にやっぱり要求をし
ていくというぐらいの積極性がないと
いかぬと思うのですが、そこらはどう
いうふうにお考えですか。
○政府委員(高橋泰彦君) 御指摘の通
りでございます。これは最近におけ
る一番の問題でございまして、これは、
ちよつと問題が違つかとも思ひますけ
れども、例の水俣市におけるいろいろ
な問題でございまして、あの水俣事件
等でも私が経験いたしましたこと
は、あのような問題についての原因に
つきまして、それぞれの部門が個々別
別に調査をいたしましたし、なかなか
真相の究明はむずかしいといふこと
を、あの事件でまさしく痛感したわけ
でございまして、たとえば、水俣の問
題につきましても、水産庁としては主
として生物の問題、すなわち、ある原
因に対して生物がどういふふうか、主
として魚類でございまして、魚類がど
のように反応していくか、それからそ
れらの魚類がどのような回遊状況をし
ているかということ、並びにその面か
ら見た原因についても生物の立場か
ら、魚類、生物の立場から、原因の究
明を行なうという問題を担当したわけ
でございまして、厚生省の方は、主とし
て病気の問題、魚と人間との関係の問
題、これを担当いたしました。それぞ
れの大学等の医学陣その他を動員いた
しまして、この究明に当たったわけで
あります。それから通産省は、汚水
の、汚水と申しますか、有害と思われ

る水を一体どの程度出すか、それを防
止するのにはどうするかという点を、
通産省で担当していただきました。そ
れを、総合官庁でございまして、経済企
画庁にそれらの問題を持ち寄りまし
て、事務連絡会議を開きまして、この
問題に対処しつづつあるわけございま
す。それで、これは単なる、水俣とい
う特異な一つの事件でございまして
が、今後、水質の問題につきましま
す、経済企画庁の担当ではございま
すが、私どもは私どもの立場で、やる
べき分野を責任をもって調査し、通産
は通産としてやるべきものを担当して
いただきます。それを担当機関であ
ります。この種の問題を解決していく
という方向が一番よかろうと、
このように考えるわけでありまして、
私どもは、その意味で、それぞれの仕
事を分担してやっておりますつもりでござ
います。

○亀田得治君 それは、具体的に起き
た問題については、放っておけないか
ら、そういうふうな分担をしておやり
になるということになるのでしょうか。
が、私の申し上げておるのは、そうい
う問題が起きてからでなしに、もう、
いろいろ予想されるわけですからね、
工場の発達等によつて、だから、やは
りこれは、今お聞きしたような程度の
対処の仕方ですと、もう、そのつどそ
のつど追ひ回されるという結果になつ
てしまふ。それで、三重県のような場
合は、これは比較的原因などもはつき
りしているわけですね。石油のにおい
が魚につくというのですから、これは
石油工場にきまつているのです。だか
ら、こんな程度のもので、相当やか

ましくなつてから、長時間期間が経過
しておる。これじゃ、私は、国の機構
の対処の仕方としてはなほはた不十分だ
と思ひますね。そこを申し上げてお
るのです。通産省の方の係の人、委員長、
あしたでも呼んでほしいと思つてす
が、そうすれば、先方の方の対処の状
況がもつとわかると思つてますが、
もかく、問題は、水俣にしろ、伊勢湾
にしろ、被害の出どころは工場です
ね、だから、その、悪いものが出る
その場所を適当に押える、そこで品物
を処理すると、こんなことぐらひは、
いろいろ化学工業なんか発達してい
るのですから、物を変化させるぐらひの
ことは簡単にできそうなんですがね。
ともかく金のもうかる方ではずいぶ
ん、ちよつとわれわれのほうが聞いて
たつて驚くようなことが行なわれてい
るわけなんです。だけれども、弱い者
に迷惑をかけるような、そんな問題に
ついては放置されているといふのは、
それはよくない。割合簡単なことなん
です。そうでしょう。起きてしまつた
被害については、いや厚生省が担当した
り、通産省が担当したり、農林省も一
部担当したりして騒いでいるのです。
起つた原因の場所ははつきりしてい
る。そんなことの化学処理ぐらひでき
そうだと思つておるのです。そんなむずか
しいものですか。

○政府委員(高橋泰彦君) それでは若
干現状から説明をいたします。
○亀田得治君 あまりむずかしいこと
を言つてもらつてもわからぬから。
○政府委員(高橋泰彦君) 昭和三十
三年度におきます水質汚濁による漁業
被害の私どもでやりました事例調査で

ございまして、これを見ますと、総体
として三百四十四件あつたわけござ
います。このうち石炭産業によるもの
が二十六、穀粉工場によるものが三
十八、染色加工工場によるものが十
九、紙パルプによるものが六十一、化
学工業によるものが五十四、金属工業
によるものが十三、電気ガス等による
ものが十五、その他百十八件でござ
いまして、このその他百十八件に、た
だいま問題になつたような石油等の事案
もこれに含まれると思ひます。申し上
げましたように、この水を悪くする原
因は、非常にたくさん原因がござ
いまして、また、その悪い水を出すこと
を防止するために、それぞれの工業
の実態に沿つたやり方でなければ、具
体的な問題の処理がむずかしいわけ
でございまして、従ひまして、しかも、こ
れがたとえば東京湾の例をとりまして
もわかりますように、水が悪くなり
ました場合に、その原因をどの業種
の会社かというのを突きとめるの
は、実はそれほど容易なことではござ
りません。今度の事案のように、加害
者がはばある程度言える場合は、むし
ろ別の意味ではやりやすいと思ひま
す。が、私ども一番苦しむのは、たと
えば東京湾等におけるごとく、どうい
う業種の会社のということが特定し得
ない場合、たとえば隅田川等の水が非
常に悪くなつて、あそこ魚がいない
というところは御案内の通りでござ
いまして、さてその隅田川の水を悪くし
たのはだれかということ、加害者を突
きとめようとしても、これまた実際問
題としては容易でない問題でございま
す。従ひまして、これはそういう問題

ましくなつてから、長時間期間が経過
しておる。これじゃ、私は、国の機構
の対処の仕方としてはなほはた不十分だ
と思ひますね。そこを申し上げてお
るのです。通産省の方の係の人、委員長、
あしたでも呼んでほしいと思つてす
が、そうすれば、先方の方の対処の状
況がもつとわかると思つてますが、
もかく、問題は、水俣にしろ、伊勢湾
にしろ、被害の出どころは工場です
ね、だから、その、悪いものが出る
その場所を適当に押える、そこで品物
を処理すると、こんなことぐらひは、
いろいろ化学工業なんか発達してい
るのですから、物を変化させるぐらひの
ことは簡単にできそうなんですがね。
ともかく金のもうかる方ではずいぶ
ん、ちよつとわれわれのほうが聞いて
たつて驚くようなことが行なわれてい
るわけなんです。だけれども、弱い者
に迷惑をかけるような、そんな問題に
ついては放置されているといふのは、
それはよくない。割合簡単なことなん
です。そうでしょう。起きてしまつた
被害については、いや厚生省が担当した
り、通産省が担当したり、農林省も一
部担当したりして騒いでいるのです。
起つた原因の場所ははつきりしてい
る。そんなことの化学処理ぐらひでき
そうだと思つておるのです。そんなむずか
しいものですか。

ましくなつてから、長時間期間が経過
しておる。これじゃ、私は、国の機構
の対処の仕方としてはなほはた不十分だ
と思ひますね。そこを申し上げてお
るのです。通産省の方の係の人、委員長、
あしたでも呼んでほしいと思つてす
が、そうすれば、先方の方の対処の状
況がもつとわかると思つてますが、
もかく、問題は、水俣にしろ、伊勢湾
にしろ、被害の出どころは工場です
ね、だから、その、悪いものが出る
その場所を適当に押える、そこで品物
を処理すると、こんなことぐらひは、
いろいろ化学工業なんか発達してい
るのですから、物を変化させるぐらひの
ことは簡単にできそうなんですがね。
ともかく金のもうかる方ではずいぶ
ん、ちよつとわれわれのほうが聞いて
たつて驚くようなことが行なわれてい
るわけなんです。だけれども、弱い者
に迷惑をかけるような、そんな問題に
ついては放置されているといふのは、
それはよくない。割合簡単なことなん
です。そうでしょう。起きてしまつた
被害については、いや厚生省が担当した
り、通産省が担当したり、農林省も一
部担当したりして騒いでいるのです。
起つた原因の場所ははつきりしてい
る。そんなことの化学処理ぐらひでき
そうだと思つておるのです。そんなむずか
しいものですか。

ましくなつてから、長時間期間が経過
しておる。これじゃ、私は、国の機構
の対処の仕方としてはなほはた不十分だ
と思ひますね。そこを申し上げてお
るのです。通産省の方の係の人、委員長、
あしたでも呼んでほしいと思つてす
が、そうすれば、先方の方の対処の状
況がもつとわかると思つてますが、
もかく、問題は、水俣にしろ、伊勢湾
にしろ、被害の出どころは工場です
ね、だから、その、悪いものが出る
その場所を適当に押える、そこで品物
を処理すると、こんなことぐらひは、
いろいろ化学工業なんか発達してい
るのですから、物を変化させるぐらひの
ことは簡単にできそうなんですがね。
ともかく金のもうかる方ではずいぶ
ん、ちよつとわれわれのほうが聞いて
たつて驚くようなことが行なわれてい
るわけなんです。だけれども、弱い者
に迷惑をかけるような、そんな問題に
ついては放置されているといふのは、
それはよくない。割合簡単なことなん
です。そうでしょう。起きてしまつた
被害については、いや厚生省が担当した
り、通産省が担当したり、農林省も一
部担当したりして騒いでいるのです。
起つた原因の場所ははつきりしてい
る。そんなことの化学処理ぐらひでき
そうだと思つておるのです。そんなむずか
しいものですか。

ましくなつてから、長時間期間が経過
しておる。これじゃ、私は、国の機構
の対処の仕方としてはなほはた不十分だ
と思ひますね。そこを申し上げてお
るのです。通産省の方の係の人、委員長、
あしたでも呼んでほしいと思つてす
が、そうすれば、先方の方の対処の状
況がもつとわかると思つてますが、
もかく、問題は、水俣にしろ、伊勢湾
にしろ、被害の出どころは工場です
ね、だから、その、悪いものが出る
その場所を適当に押える、そこで品物
を処理すると、こんなことぐらひは、
いろいろ化学工業なんか発達してい
るのですから、物を変化させるぐらひの
ことは簡単にできそうなんですがね。
ともかく金のもうかる方ではずいぶ
ん、ちよつとわれわれのほうが聞いて
たつて驚くようなことが行なわれてい
るわけなんです。だけれども、弱い者
に迷惑をかけるような、そんな問題に
ついては放置されているといふのは、
それはよくない。割合簡単なことなん
です。そうでしょう。起きてしまつた
被害については、いや厚生省が担当した
り、通産省が担当したり、農林省も一
部担当したりして騒いでいるのです。
起つた原因の場所ははつきりしてい
る。そんなことの化学処理ぐらひでき
そうだと思つておるのです。そんなむずか
しいものですか。

がございましたので、例の水質二法と申しますか、水質汚濁防止法と、これの関連する処理の問題としての法律と、二つの法律を現在制定していただきまして、この水質二法をもつてこの問題に取り組んでいるわけでございますが、先生たまたまおしかりのように、簡単な問題ではないかとおっしゃいましたけれども、私はそうは思わないのでありまして、これはなかなか容易でない問題だというふうに、私もは覚悟をきめているような次第でございます。

○亀田得治君 変な覚悟をきめちゃだめです。そんな覚悟をきめちゃだめだ。私の言うのは、つまり、隅田川の例をとられたけれども、あんなに濁ってしまったらその原因を突きとめるといったって、そんなものはなかなかわかるものではない。そうではなしに、もう一歩突っ込んでいけば、各工場がいろいろな廃液を出すわけだ。だから、ともかくそれが魚族に影響するしないということ抜きにして、ともかくそこへ出す場合にはちゃんときれいなものにして出す、みんながそうやればちゃんとそれできれいなものになるわけでしょう。むしろそこまで、そんなことも、それは一々の工場が有害であるのかないのかわからないのに全部やれということはおそらくと酷なようにすけれども、しかしそうしなせんと、被害が起きてからそれを突きとめて歩いておるのじゃ、これは大へんですよ。そんなことはできないものなんですか。

それからそういう点についてのこれはどうなんですか、諸外国でもいろいろ工場地帯等では問題があらうと思う

のですが、どういうふうになつておりますか。

○政府委員(高橋泰彦君) まず最初の御質問の点でございますが、たまたま水質汚濁防止法で制定いたしました考え方は、ある特定の場所について水質基準をきめまして、その水質の基準に合致しないような水の問題に対しては、これをいろいろと制約していくと、こういう考え方の法律でございます。したがって、もちろん私も私としては、水質の基準をきめる前に、具体的な工場、工場側が完全な設備をしていただくのが一番いいというところは、これはもう漁業者の立場から当然いえると思つておりました。従いまして、この水質汚濁防止法を制定する当時は、私どもの考えは、やはり関連した各省の政府として、やはり関連した各省の政府として、合意がなければ、なかなか法律としてできないものでございまして、その点から見ますと、必ずしも漁業者の立場から見て現在の水質汚濁防止法が完全なものであるというふうには私どもも考えていないわけでございます。なおこの問題は重要な問題でございます。なおこの問題は重要な問題でございます。なおこの問題は重要な問題でございます。法律を執行すればよいわけでございます。分でない点も漸次あらうかと思つておりますので、今後改正等についても研究して参りたいと、こう思つております。なかなか現在の事情から申しますと、水質の基準をきめることは、これは容易でないことでございます。いわんやこの法律を改正するということも決して容易な道ではないと思つておるけれども、しかし、なお一そうそういう方向にもつていくべく努力いたしたいと思つております。

それから外国の事例でございますが、これは割合に日本よりも、いろいろな例外はございまして、概略的に申し上げますと、日本よりもや厳重なようでございます。御案内のまして一番苦しいのは相手方が中小企業以下の工場の場合、特に澱粉工場等につきましては非常に私も苦しむわけでございます。交渉をいたしましたけれどもなかなかどうも具体的な問題、解決がむずかしい点もございまして……

○亀田得治君 ちょっと、簡単に言うて下さい。

○政府委員(高橋泰彦君) まあ今後ともなお十分注意して参りたいと思つておる。

○亀田得治君 大体、工場経営される方は、やはりそういう排水などによって他人に迷惑をかけるそれだけの設備をちゃんとしている、こういうことかなきゃならぬ。それによつて原価が高くなつたつてこれは仕方がない。そんなところで手を抜くべきじゃないですね。だからそういうそこら辺の考え方がやっぱりちよつとルーズなんだな。しかし、文化国家というものはやっぱり便所を一番きれいにしたいとだめなんだ。だから日本なんかまだまだ野蛮国だというのはそういうところから、工場見ただつてどこ見ただつてだ

ね、自分の工場だけばつと建てて、いや水利関係がどうなるかが何しようが、そんなことはあとから問題が起きてから、それに対して手当をするという程度です。だからもうあんたの方の姿勢がもうちよつとしゃんとしてなきやうですよ。それはそんなことあまり強言うと中小が困ると、要らぬことまであんた言うけれども、そうしたらそれは中小企業対策というものをまた別個に考えてやればいい。そつちが困るから、こつちもだめなんだというふうなことを言つていちゃ、それはいつまでもたつても進歩しないですからね。だからよほどこの問題については、これはこれからは問題が悪くなるわけですからね。放つておけば悪くなるのだから、検討してもらおぬといかぬと思う。

で、そういう工場、工場もまあ最近はずいぶん海岸の方にくるわけですがね。ことに埋め立てなんかをやつたりするの便利なんですよ。そういう何かまた日本全体についての配置計画というふうなことを多少でも研究しておるのですか。この辺の地区には、そういう埋め立てなどをさせていかぬとかこの辺ならいいと思つておるだけ、あまり検討もしてないじゃないですか。どうなんですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 過日周東農林大臣から、その点の検討の足りない点を指摘されまして、私もただいまその問題をどう持つていかうかとこの問題について検討中でございます。

○亀田得治君 どういう陣容で検討しておるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいま

は、問題になりましたのは、沿岸漁業振興法の中で、他産業の、たまたま亀田先生から御指摘を受けたような問題に対して、やはり基本的な事項を入れるべきではないだろうかという点でございます。これは一つの事例でございます。まするけれども、たとえば漁業上非常に重要な海域と申しますか、地帯と申しますか、それについては、そういう地帯をもしあげることができたら、その地帯については工場の設置については一般的に制限すると申しますか、そういうふうなものを考え方ができないかという点について、たまたま水産庁の部内で検討をしております。

○亀田得治君 通産省の方ではそういう海岸を使う、そういうことについてのいろいろな検討をやつておるのでしょうか、それがあなたそういうことはお聞きですか。

○政府委員(高橋泰彦君) たとえば、東京湾の問題等については全部ではございませぬが、大事な点は知つております。

○亀田得治君 そうすると、あなたの方が非常に立ちおくれですからね。結局は向こう側の立場だけのことを使おうあそこを使おう、こうなんですよ。そうすると、こつちの方はそれに対してただ防く方の立場になつてしまふのだな。そうじゃなしに、やっぱり漁業という立場から見ると積極的な案を、向こうが出した案についてこがしい、悪いと言つておるのじゃなしに、あなたの方の立場から言うたら、こつちのところは、ぜひちゃんと手をつけてならぬんだ、あるいは工場がほしいのであればこつちのところならい

いとこつちの案を示してやるのでなければ、向こうはそんなことがわからぬのだから、どこにでも自分らの都合のいい立場だけで候補地を選ばなければ、それくらいはこまかい作業をやってもらわなければね。できますかね、そんな仕事。

○政府委員(高橋泰彦君) これはなかなか容易でないとは実は考えております。と申しますのは、特定の海をつかまえてここだけは困るということ、従って、ほかはいいということが、あるそういう区分が一体できるかどうかという点、それから海全般についてそういうことは言えないのですけれども、ではこういう場合の、たとえば輸出すべき特定の、漁業の中の特定の産業について保護の問題ないしはこれは繁殖保護上の問題として資源保護上、こういう場合はこうするということ、を、一体どの程度区分してそういうことがいえるかというと、これは技術的に私申し上げますと、そう簡単な問題ではないというふうに思います。しかし、先生ただいま御指摘のように、やはりあまり私どもが御一方のやり方では、どうもおしかりを受けましたように十分ではございませんので、ただいま先生の言われた方向に従って、私どもも今後何とかやっていたいというふうには考えております。

○委員(藤野繁雄君) この際、衆議院提出の土地改良法の財政の再建に関する特別措置法案外一件の提案理由の説明を聞くことに御異議ございませんか。

○委員(藤野繁雄君) 御異議ないと

○委員(藤野繁雄君) 御異議ないと

○委員(藤野繁雄君) 御異議ないと

○委員(藤野繁雄君) 御異議ないと

○委員(藤野繁雄君) 御異議ないと

認めます。それでは土地改良の財政の再建に関する特別措置法案(衆議院第二四号)、農業生産組合法案(衆議院第二五号)、以上予備審査の二案を一括議題として、両案について順次提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(石田常吉君) ただいま議題となりました土地改良法の財政の再建に関する特別措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

戦後の土地改良事業は、農地制度の大改革と相並ぶ国の最も重要な施策の一環として、自作農を中心とする農業経営の合理化と農業生産力の発展をはかり、食糧その他の農作物の増産に及び、ひいては国民経済の成長と発展に寄与することを目的として強力に推進されてきたが、一方ではこれが法的体系的整備のために、昭和二十四年土地改良法が制定せられたのであります。自來今日まで数回の改正を見、本法を根拠に土地改良事業の実施、土地改良区等の設立運営が行なわれ、農民諸君の努力と相俟って、わが国食糧農業問題の前進のため多くの成果を上げて参ったことは、御承知の通りであります。

最近の実績を徴しますと、昭和三十一年度までに事業費で約二千七十七億円、完成受益面積約百八十八万ヘクタールに達し、栽培技術の進歩向上に助けられつつ、農地なかならず水田の生産力は飛躍的な増大と安定を見ることとなったのであります。昭和三十年以降、五年続き、六年続きの豊作がうたわれておりますが、水稲におきましては千二百万トンの生産水

準をもつて平年作とすることが、今日の常識となるに至っているのであります。このように土地改良事業は土地生産力の発展に役立っておりますと同時に、一面においては農業労働の軽減による労働の生産性の向上に裨益し、総じて農業の近代化、合理化を促進して参った事実を否定することはできないと思ふのであります。

戦後の土地改良事業はかような効果を上げて参りましたが、同時にまた、今なお、全国には数百万ヘクタールに達する要土地改良面積が残されておられ、さらに、新時代に即応し、畜産農業、果樹農業等の振興のため強力なる畑地対策の推進が要請せられておるのであります。それにもかかわらず、食糧事情の若干の好転を背景として、いわゆる農業生産基盤整備事業に対する政府の熱意が近來とみに冷却の傾向を示し、昭和三十六年度予算におきまして、その徴候を明瞭に看取できるところであります。

われわれといたしましては、むしろ現在の土地改良事業がその内部に持つておりますもろもろの欠陥、すなわち、事業進捗の遅延による経済効果の減殺、事業の一貫施行態勢の不徹底、営農技術指導の不十分、事業完了後の施設の維持管理方式の不備、農民負担の過重等各種の問題点を真正面から取り組み、一つ一つこれを解決すると同時に、他産業との所得差が漸次拡大するおそれのある今日の情勢下におきましては、さらに高い次元の上に立ち、農業の共同化、近代化を推進する必要があることを認めており、これがためには、あらゆる施策に先立って、

農業生産基盤の整備拡充とその制度の確立に努めて参らねばならないと信ずるものであります。

われわれは去る二月十七日、政府に先立って、農業基本法案を国会に提案して、ただいま各位の御審議をわすらわしては、前記の見地に立って、農業基盤の整備拡充については特に意を用い、その前文で「国の責任において、積極的かつ計画的に、農用地の大規模な拡張、土地条件の整備及び共同化による経営の拡大と近代化を促進する」ことを明らかにし、さらに本文では「農業基本計画に基づく農業年度計画の実施に必要な予算の確保」をうたひ、また「農業経営の共同化を促進するため、全額国庫負担による農用地の造成、土地改良及び集団化による農業生産基盤の整備をはからなければならぬ」ことを述べ、また「国の義務として、農業生産基盤の整備拡充を積極的

に促進すべき旨を明示しているの

点においていささか見劣りがあるの

ありますが、いざいかにいたしまして

も、農業基本法成立の暁には、土地改

良事業の系統規定を中心とする現行土

地改良法には、新しい理念に基づいて

大幅な改正を加うべきものと考へるの

であります。

われわれは以上の趣旨により、土地

改良法の抜本改正を主張するものであ

りますが、ここに至るまでの間に

待っているわけには参らぬ緊急の課題

が生じているのであります。すなわち、

それは土地改良法の財政を再建して、

その体質改善をはからねばならぬとい

うこととあります。御承知のごとく、

土地改良区は団体管土地改良の主たる

事業主体として、はたまた国営または

県営により施行せられた農業施設の管

理主体として、土地改良法に基づいて

設立される公共団体であります。あ

たかも全国の多数の市町村や農業協同

組合が財政上の危機や経営上の困難に

見舞われ、再建整備に苦慮いたして

おりますと同様の運命に陥りつつある

のであります。

土地改良区の設立状況は、昭和三十

五年三月三十一日現在において、一万

二千七百三十二地区、その関係面積は

三百三十九万二千ヘクタールであり

ますが、農林省の調査によりまして、

大なり小なり経営の不振に悩む土地改

良区の数は一万、専任職員を設置す

できないものはその八割にも達する

の目とされ、これらのうち著しい事業

の不振団体は、三百二十九地区、関係

面積十四万二千ヘクタールに及び、そ

の負債額五十四億三千三百万のうち延

滞額は八億八千四百余万円で、と報

告せられておりますが、さらに詳細

な調査をいたしましたならば、不振団

体はおびただしい数に上るであろうと

想像されるのであります。しかして、

そのよってきたる原因は様々であり

ますが、そのおもなるものは、国営、県

営及び団体管の各級事業が一貫施行せ

られず、多くのものが経済効果の発生

しないうちに借入金償還に入ること

はあるいは事業進捗の遅延により金利

が増大すること等、結局は農民の負担

力の限界をこえて過重な金銭が賦課さ

れ、多額の延滞を生じて業績不振に

陥っているものと認められるのであり

まして、国また都道府県の側における

指導や施策に適切を欠き、そのしわ寄せを受けているところに根本原因があると断ぜざるを得ないのであります。土地改良区がはつらつとして健全な運営を行なわれない限り、農業生産基盤整備の画期的な前進を望むべくもないのであります。かくては農業基本施策の確立そのものも画餅に帰することは明らかであります。

ここに於いて、われわれは、かかる不振土地改良区に対し、国、都道府県及び農林漁業金融公庫等が一体となつて、その借入金について、利子補給、貸付条件の緩和等の措置を行ない、もつてその業務の円滑な遂行を期することが必要であると認め、本案を提出した次第であります。

以下その内容について申し上げます。

第一に、債務の弁済が著しく困難な土地改良区につき、その財政の再建のため必要な援助措置を行なうことにより、その業務の円滑な遂行をはかることをこの法律の目的としたしております。

第二に、債務の弁済が著しく困難な土地改良区は、財政運営の現況及び債務の償還計画、農林漁業金融公庫または農林中央金庫から受けることを必要とする援助の内容、事業の実施に必要な資金の調達方法、業務執行の体制を改善するための措置、事業の実施に関する事項等を含む再建整備計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかの認定を求めることができることとし、その申請は昭和三十八年三月三十一日までに行ふこととしたしております。また、土地改良区が再建整備計画

を作成する場合には、その組合員の三分の二以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要としたしております。

なお、都道府県知事が、この計画を認定する場合には、農林省令で定める基準に従つて行ない、かつ、認定するときは農林漁業金融公庫または農林中央金庫の意見を聞かなければならぬこととしております。

第三に、農林漁業金融公庫は、再建整備計画が適当である旨の認定を受けた土地改良区に対し、その計画達成のため必要な資金の貸付または貸付金にかかわる償還期限の延長、利子の減免その他の貸付条件の変更をするものとし、その場合の償還期限の延長は、農林漁業金融公庫法の定める償還期限をこえて十年を限り、行なうことができるとしてあります。

第四に、都道府県知事は、土地改良区に対し、再建整備計画の作成及び実施につき必要な指導を行なうものとしたしております。

第五に、国は、毎年度予算の範囲内において、都道府県に対し、再建整備計画が適当である旨の認定を受けた土地改良区に対して、その計画の達成のため債権の利息を減免した農林中央金庫に対しその減免した利息の額の全部または一部に相当する金額を都道府県が補助した場合の経費については三分の二を、土地改良区に対し、その計画の達成に必要な事務費の全部または一部に相当する金額を都道府県が補助した場合の経費についてはその全部を、それぞれ補助することとしたしております。

以上が本案の提案理由とその内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(藤野繁雄君) 芳賀貢君。
○衆議院議員(芳賀貢君) 私は提案者を代表し、ただいま議題となりました農業生産組合法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

さきに、国会に提案して御審議をいただいております日本社会党の農業基本法案におきましては、農業経営の共同化及び近代化をはかる施策として、(1)わが国農業における過小農経営を克服するため、農業生産組合その他の農民の共同組織を育成すること。(2)国は、農業経営の共同化を促進するため、全額国庫負担による農用地の造成、土地改良及び集団化により農業生産基盤の整備をはかること。(3)国は、農業協同組合の下に農業生産組合を育成するため、農業生産組合に対し、その事業及び施設について、指導、助成、機械の貸付け、長期低利資金の貸付け、税法上の特別措置等の措置を講ずること。(4)国は、農業経営の共同化及び近代化を促進するため、農業協同組合の活動を活発ならしめるよう必要な措置を講ずること等を明示しているのであります。

この農業基本法案の趣旨に沿ひ、農民の経済的地位の向上をはかるため、農民が相互扶助の精神に基づいて共同して農業を行なうための組織を整備確立するとともに、新たに農業生産組合が農地等に関する権利を取得し得るよう加えて、生産または経営の共同化を促進することが必要であると考へるの

であります。すなわちわが国農業は、歴史的に時代の支配層によって搾取され、抑圧され続けてきた結果、今日なお過小農経営から脱却できず、土地その他の生産条件の整備が立ちおくれ、農村の生活文化は前近代的な状態に足踏みしている状況であります。これらの歴史的な悪条件を克服して、農民の所得と生活を豊かにし、都市と農村との文化水準の較差を解消することは、われわれの年来の念願であるのであります。

さらにまた、戦後において、農地改革や農村民主化によって一時向上した農民の地位は、大資本の支配力復活によつて、生産、価格、流通の各方面にわたる経済的な圧迫を受けて低下を來たし、他産業との所得較差は拡大してきており、その上、農業を自由経済に組み入れ、貿易の自由化によつて国際競争にさらそうとする政府の政策により、小農、中農はもとより、比較的規模の大きな農家すら、その自立はやがて困難となり、農業の発展はこれによつて決定的に阻害されると考へるのであります。われわれは農民が独占資本の取奪から自己を防御するとともに、進んでは共同の力により農業生産力の発展の契機をつかんで参ることが肝要と存するのであります。

以上のような見地に立つて、われわれは農用地の拡大、土地条件の整備、農畜産物及び農業用資材の価格流通面における適切な施策等各種の施策を一そう計画的かつ積極果敢に実行するほか、農業の経営形態については、経営規模を拡大して、わが国の農業構造の致命的欠陥である零細経営から農民を解放するため、基本的には、共同化、共

同経営を推進することとしたし、本案により、農業協同組合のもとに農業生産組合を育成するとともに、新たに農業生産組合が、その共同経営のため必要となる農地、採草放牧地に関する権利の取得を認めることとしたのであります。これが社会党が特に農業生産組合法案という独立単行法案を提案した趣旨であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。まず、農業生産組合の行なう事業、その組織等についてであります。

第一に、その行なう事業につきましては、農業生産組合は、農業及びその附帯事業のみを行なうものとして、原則としてそれ以外の事業を行なうことは認めておりません。

第二に、農業生産組合の組織原則につきましては、農業経営の共同化及び近代化を貫徹することと、一方においては生産手段の導入の必要性をも考慮して、農業生産組合の組合員はすべて組合の事業に常時従事しなければならぬこととするものと、その事業に常時従事する者のうち、組合員または、その世帯員以外の者の数は、常時従事者の総数の三分の一をこえてはならぬものとしております。

第三に、その組合員につきましては、組合員の資格を、組合の住所のある市町村の区域内に住所を有する農民で定款で定めるものとし、特に準組合員制度を設けず、また定款の定めるところによつて加入を制限することができざるものとしております。これは、地域性を考慮した土地と労働の地縁的な共同化に眼目を置いて組合の事業を推進することが、農業の実態に即応す

るものであるとの考え方に於いたものであります。なお、この農業生産組合は、独立の経営体として農業経営を行なう関係上、出資制度をとることとし、組合員は出資一口以上を有しなければならず、しかしして組合員の責任は、出資額を限度とする有限責任とすることにしております。

第四に、組合の管理及び財務の運営につきましても、おおむね一般の農業協同組合と同様の規定をいたしておりますが、剰余金の配当方法につきましては、まず、年五分以内で定款で定められた割合を出資配当をなし、なお剰余がある場合には、組合員が事業に従事した程度に応じて配当することといたしております。

第五に、設立等の手続につきましても、農業生産組合が組合員の共同により農業経営を行なうという従来に例のない生産事業を実施する組合であることにかんがみ、かつ、出資制度、有限責任をとっている建前から、一般の農業協同組合と同様、認可主義を採用するとともに、一面においては生産組合の設立を容易ならしめるため極力その手続を簡素化することといたしました。すなわち、七人以上（当分の間は設立を容易にするため二人以上）の農民が発起人となり、設立手続を終了し、行政庁の認可を受けたとき初めて農業生産組合が成立するものとしておるのであります。

第六に、農業生産組合を農業生産法人として発展させるため、都道府県は、組合の設立及びその業務の運営に關し必要な指導を行なうとともに、国は、生産基盤の拡充、機械化、有畜化の促進、技術経営面の指導、資金の

確保等について積極的な助成をすることといたしております。

次に、本案の大きな柱ともいふべき農地制度の改正の主要点について申し上げます。

農地の所有形態につきましては、農業基本法案におきまして、農地は、これを耕作する者が所有するという原則を貫くとともに、農民自身の自主的な意思によって、農地に関する権利を共同で保有するよう漸進的にこれを指導することといたしておりますが、この基本法案の理念に沿って、地主的土地所有者を排除する従来の農地法の精神を堅持しつつ、一面、共同化を推進するため、新たに農業生産組合に農地、採草放牧地についての権利の取得を認めることとしたのであります。

すなわち第一には、新たに農業生産法人が農地または採草放牧地についての所有権または使用収益権を取得し得るようになるとともに、その場合においては、従来の農地等の最高面積の制限を緩和して、農地法第三条第二項第三号または第四号の別表で定める面積に、その農業生産組合の組合員に属する世帯数を乗じた面積まで取得し得ることとしたのであります。

第二に、農業生産組合の組合員がその農地または採草放牧地に関する所有権以外を組合に対して設定しようとする場合には、従来の小作地等の保有の制限を適用しないこととし、また、組合員が、その賃借している農地を組合に対して転貸しようとする場合には、所有者の承諾を要しないこととして、組合の農地等に関する権利の取得を容易ならしめるとともに、一方において農業生産組合が一たん取得した農地等

についてはこれを他に貸し付けることを禁止して、共同化の実を上げることといたしております。

第三に、創設農地について所有権以外の権利を組合に対し設定した場合、その組合が解散した際におけるその創設農地の取り扱いについて規定しております。すなわち、創設農地については、従来、原則として、賃借権等の用益権の設定は、禁止されております関係上、組合が解散した場合等には、一定の手続を経て旧所有者に返還するか、それができない場合には国が買取する旨を規定しております。

以上が農業生産組合法案のおもなる内容であります。政府案におきましては農業生産法人については組合法人以外に、有限、合名、合資会社のような会社法人をも考慮し、これらに対して農地等に関する権利の取得を認めることとしておりますが、本来営利を目的とし、構成員の資格要件に何らの制限を加えず、二人以上の者がなり任意に設立し得る会社法人を認めることは、農民の一部を、土地、資本を所有する資本主義的企業者へ、他の多数の農民を土地、資本から分離された農業労働者へ、それぞれ分解させることとなり、農村の階層分化を一そう激化せしめるおそれ少なからず、害多く益少ないかような措置は、われわれとしてはこの際とらざるべきこととし、日本社会党案におきましては、農業生産法人は、生産組合法人に限ってこれを認め、強力に育成しようとするものであります。このような農業生産組合の制度によつてのみ、農業の近代化、合理化が達成されることをわれわれは深く期待している次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容の説明であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願いいたします。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で両案についての提案理由の説明は終わりました。両案については、本日はこの程度にいたします。

○委員長(藤野繁雄君) それでは漁業関係三案に対する質疑を続けます。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○龜田得治君 この漁業権に関する漁業権内部の争い、他産業との間のもめごと、いろいろあるようです。昨日も各県別にちよつと報告をしていただいたわけですが、明日あれをちよつと簡単なわかりやすい表に一つまとめてほしいと思ふのです。これは一つ要望しておきます。

それからも一つこの漁業権に関連してお聞きしておきたいのは、漁業権の売買ですね。こういうことは法律上はできないわけでしょう。できないのが、実際上そういうふうなことが行なわれておるといったような現象等はどうかあるのでしょうか。

○政府委員(高橋泰彦君) たいま御指摘の通り、漁業権の売買は禁止されております。問題の一つの点は、さらに賃貸をも禁止しておるわけでございますが、事実上売買が行なわれたといふことは、漁業権につきましても、私どもの聞いていない範囲では、ほとんどないのではないかと考へております。ただ問題は、漁業協同組合等に定地漁業権等のみならずから経営するといふことで、漁業協同組合に免許した場合

に、これが他のものの資本を受けて、共同経営というものは、法律上許されておるわけでございますが、これが事実上の賃貸ではないかどうかという経営内部の問題につきましても、若干各地でいろいろの問題があるようでございませうけれども、売買というものはまづないというふうな考へております。

○龜田得治君 その賃貸というふうなものもありませんか。

○政府委員(高橋泰彦君) お答えいたします。これは法律上他の者の資本を一応受けて共同経営体に入ることが直ちに漁業権を取得する場合の適格性の喪失になるといふわけのものではないわけでございます。三十条では「漁業権は、貸付の目的となることができない」というわけで、移転はもちろんなこと、貸付の禁止は明確に規定しております。

○龜田得治君 いや、だから、その法律はそうなつておるのだけれども、共同経営というのではなしに、貸し付けで、賃貸というふうなことになるものを、実際上は実際上ないのかということをお聞きいたします。

○政府委員(高橋泰彦君) これは過日來漁業制度調査会で行つておると御審議あつたわけでございますが、もちろん解釈の問題は、事実上の貸付と同じではないかというふうな御趣旨のいろいろの論議があつたわけでございますが、はつきりと貸し付けるといふ場合は、もちろん、これは漁業法違反でございませうので、そういうことはまづないであらうというふうな考へております。

○龜田得治君 それに違反して貸し付けたような場合には、それは取り消し

になるのですか、漁業権の免許の取り消しに、どういふ処分があるのですか、法律上。ちよつと条文を指摘してもらいたい。

○政府委員(高橋泰彦君) 三十八条の三項でございますが、適格性の喪失等による漁業権の取り消しの規定でございます。三項を読みますと、「漁業権者以外の者が實質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しており、且つ、その者には第十五条から第二十条までの規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認めて、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県知事は、漁業権を取り消すことができる」という規定がございます。

○清澤俊英君 養殖やノリ、その漁業権を設定しているわけですが、そこいらに入会権を持って他の漁区から入ってくる。これらは一応何かの形で権利の移譲がなければ、こういうことはできないと思うが、そういうものが相当あると思うのですが、それらはどういふ形に入ってくるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいまの御質問のノリの区画漁業権等について他の組合員がその漁場の一部に入ってくることは、法制上どうかということがございますが、これは漁業法における入漁権の問題でございます。従いまして今のこの漁業法上規定しておる賃貸ではなくて、その漁業権に設定された入漁権の効果として他の組合員がその当該漁場に入ってくる、こういう関係になつております。

○清澤俊英君 その際人の区画漁業区の場合他の者が入ってくる、すると区画漁業協同組合といいますが、漁業

協同組合に一応のあたりをつける、そうして入漁権を得るのではないか、こう思いますが、これらがただで、無償で入るといふことはちよつと考えられませんか。その場合は権利の貸付もしくは譲渡というような形、譲渡じゃないでしょうか、貸付というようないふことが考えられるのじゃないか。實質的にはそういうものがある限りは、無償で何か過去における何といたしますか、因縁といひますか、歴史ですか、習慣といひますか、こういうものがあつて、こういうものはそういう区画漁業権のある場所へ入漁権があると

いふものがあれば別ですけども、そういうものが相当離れた所から入ってきて、三里も五里も離れた所から入ってきて、これは一つの極端な例ですけれども、例の屏風ヶ浦の埋め立ての問題で明瞭になつたのですが、ある地区においては前側から入ってくる。東京湾を越した向こう側から来ている。これらは習慣だの歴史だのといふことはちよつと考えられない所から入ってくる。こういうことを見ますと、それは何か實質上の金銭代償を払って年々入つて、何か借り入れをして

いるのか、あるいは入漁権の代償を払っているのか、こういう實質上私はやつぱり貸付になつていないのじゃないかと思ひますが。

○政府委員(高橋泰彦君) まず、入漁権の本質と実体から入るの御質問でございますが、入漁権は漁業法第七条に書いてありますように、両当事者間の設定行為に申しますか、いわゆる契約によりまして、漁業協同組合間の契約によりまして、他人の共同漁業権もしくは区画漁業権の中はかの組合

が入漁権の設定に基づきまして入ってくるわけでございます。なお、この入漁権につきましては、第四十四条に書いてありますように、入漁権の内容の書面化といふことが書いてあります。当事者間で入漁の協定ができました、協定と申しますか、契約ができました場合には、書面によつてその内容を明らかにしなければならぬという規定がございますが、この中にも書いてありますように、入漁料の定めがある場合には、その事項を書面の内容として記載しなければならぬ、こういうことを規定しておるわけでございます。

さて、その次は実態の問題でございますが、たとえば東京側におきます大森周辺のノリの漁業者が千葉側のノリの場所におきまして、特にノリの種付の関係で、これは御案内のように、東京側の種場よりも千葉側の方が種場として優秀でございますので、種場の関係で千葉側の区画漁業権に對しまして東京側が入漁権の設定をするといふ場合が往々ございます。従いまして、おおむねは周辺の漁業協同組合間の入漁が多いのでありますけれども、県を異にし、対岸の漁場に入漁権を設定するものも決してまれな事例ではございません。

○清澤俊英君 だから私の言うのは、その場合は一つの漁業権の貸し付けじゃないか、こういうことを言うのでございませぬ。契約にしろ、何にしろ、そういう一つのものができると、それに対しては一つのやはり代償を払つてやるでしょうから、何か法律でこういう場合には入漁権があるという別ですが、こういうものがなくて契約するといふこ

とになれば、その代償を払つて契約が行なわれることになれば、これは貸し付けもできるし、借り入れもできる、業種によつては、こういうことも考えられる、こういうことを聞いておるのです。それが實質上どうだといふことを。

○政府委員(高橋泰彦君) 入漁権につきましては、たゞいま御説明申し上げましたように、漁業法上明確に規定しておりますし、一方、漁業権全体が賃貸を禁止しておるわけでございますが、入漁権につきましては、やり方なり、内容について明確に規定しておりますので、私どもは入漁権の設定が漁業法という漁業権そのものの賃貸には該当しないといふふうな考へております。ただ、入漁料その他の問題については賃貸料とは同様な性格を有します。その意味で賃貸と同じではないかといふ御指摘だと思ひますけれども、漁業法におきましては、入漁権に基づきまして他人の持つておる漁業権に入り込んでその一部ないし全部を入漁権に基づきまして入っていく場合には、これは漁業法でいふ賃貸の禁止の規定には該当しないといふふうな考へるものでございます。

○龜田得治君 入漁権を設定した場合は、元の漁業権者が全然自分の方では漁業をやらないといふ場合には、賃貸等と非常に似通うし、ちよつと区別が實際につきにくくなりませんか。それはどうですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 入漁権の本質は、やはり本権者が入りまじつてや

る一つの入会権、ちよつと区別が非常に適切だと思ひます。たとえ

ば、事例的に申しますと、テングサの

漁業権の、共同漁業権を想定した場合に、隣りの部落が入漁権に基づきまして、隣りの漁業協同組合にテングサについて地元の漁業協同組合員と一緒に

なつてとるといふのが入漁権の本質だ

らうと思つております。

ただ、ノリの区画漁業権、すなわ

ち、ノリの養殖になりますと、確かに

物理的に本権者と全く同一の場所を同

時に入り会つて取ることは、物理的に

不可能でございますので、先生たゞいま御指摘のように、そのような重点を置いて考へると、漁業権の一部賃貸とどこが違ふかといふ点が確かに問題になるわけでございます。この点は、法律的にもかなり議論のあるところ

でございます。現行法ではその点を割り切つて、入漁権に基づきまして区画漁業権の入り会ひについては賃貸ではない、賃貸と区別して制度化しているようなわけでございます。

えるわけでございまして、この問題はやはり個人に定置漁業権を免許したのではなくて、漁業協同組合に免許した場合がそういうあれがかなり多かろうと思うわけでございまして、先生の御質問の御趣旨は、おそらく何と申しますか、経営のほんとうの真相についての、単なる表面的な数字でなくて……

○亀田得治君 表面的な数字だ、一応、共同経営をやっているような……

○政府委員(高橋泰彦君) 昭和三十三年の現在の調査によりますと、定置漁業権で申し上げますと、総件数が三千四百四十五件ございまして、そのうち漁業協同組合に単独に免許されたものが五百二十七件、それから漁業生産組合に免許されたものが百二十一件、個人その他の会社等に単独に免許されたものが千八百二件、その他が二十一件でございまして、それから御指摘のように共同免許の場合でございまして、二つ以上の漁業協同組合に対して免許をした件数が四十三件、それから漁業協同組合と漁業協同組合以外のものとの共同に対して免許をしたもの、これがたゞいま問題になったところでございまして、これは百四件、それから個人会社の共同免許に属するものが七百九十六件、その他が三十一件というような状況でございまして。

○亀田得治君 この百四件というのは、これは何と何の共同ですか、もう一ぺんおっしゃって下さい。

○政府委員(高橋泰彦君) これは漁業協同組合と、たとえば何某という個人または漁業協同組合と何々会社というふうなものに対する共同の免許でございまして。

○亀田得治君 そうすると、本来ならば、協同組合だけでやる、それでは資本が足りないからということ、ほかの個人なり会社をそこへ引き込んでくると、こういうものですね。

○政府委員(高橋泰彦君) そうでございまして。ただ問題は、単独で漁業協同組合が免許を受けた場合であっても、表面に出ないで、実質的に資本の供給を仰ぐというケースもございまして、要するに、漁業共同組合が他人の資本を持ってきて、共同経営みたいな格好をとるのが、百四件だけに限るのかという御質問でありますれば、必ずしもそうではなくして、ほかにも、名義は単独でも、実質は共同の場合もあり得ると、しかし、名義も内容も共同のものということであれば、たゞいま申しましたような百四件に相ならうかと思ひます。

○亀田得治君 名義上も、協同組合とほかの資本とが、免許を取るときから表に出てくるというものは、これは知事の方でも十分調査できるわけですね。だから、こういうのは、それでも調査が疎漏だつたりすれば、やはり事実上、実際上漁業できないものが権利を握っているというふうなことも、やはりあると思うのです。その調査はよくやっているのでか。

○政府委員(高橋泰彦君) これは経営の内容に入りまして、実質上、それがリーダー・シップをとっておるかという調査に相ならうかと思ひますが、これは調査に行きましても、二日や三日の出張の日数では、なかなか実態がつかめない場合が多いのは、私も経験いたしております。それで、私どもは、そういう調査なり何なりをする場合に、これは当たっておるかどう

かは別問題として、やはり問題は、その生産手段と申しますか、漁具、漁船等を組合が持つておるか、個人が持つておるか、会社が持つておるか、かといふところを一つの、何といひますか、それらの問題を判別する場合の一つの目安としておるわけにございまして。おそらく、理論的には、組合と個人と、たとえば共同経営に入った場合に、理論的には、組合としては船を持つたず、網も持たないで、実質的には経営の支配権を取つておるのだというところもあり得るわけにございまして、けれども、しかし、私どもとしては、やはり一つの目安として、網の所有権は組合にあるのか個人にあるのかという点も、一つの目安として見当を立てておるわけにございまして、そういう見当を立てた上で、適切な府県当局も指導をする場合には、一つの参考資料になるかといふことでもございまして、くだくだ申しましたが、要するに、経営の内部に入つての調査は、事実上、なかなかむずかしい問題でございまして。

○亀田得治君 そういう調査権というものは別なものでか、強制的に調査するといふようなことは。

○政府委員(高橋泰彦君) これは一般的な監督権限は知事にございまして、必要な報告書を出すことを要求する規定もございまして。それに従つて報告を出させることができるのでございまして。

○亀田得治君 それから個人の場合が相当件数ありましたね。千八百ですか、個人並びに会社、これはこの中は、表面には共同者が現われておらぬやつですね。複数の個人のやつも入っているのですか、千八百二件という

のは。

○政府委員(高橋泰彦君) この千八百二件と申しますのは、個人または会社の単独に免許を受けた場合でございまして、個人または会社が共同で免許を受けた場合は七百九十六件でございまして。

○亀田得治君 こういうものには、表面と実質とだぶ違ふものが予想できるのじゃないですか、どうなんです。やはり資格と申しますか、免許を取りやすいものを表に立てて、個人ですから、会社ほどきつちりした帳簿を備えつけないというわけでもないから、皆さんの方から調べようと思つたつて、なかなか一そう調査がしにくいわけですね。それはどうですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 免許申請時において、個人または会社が私どもの方で行かぬといふようなこと、これは免許時において少なくともわかつておるわけにございまして。ただ問題は、定置漁業といふのは、非常に豊凶の差が激しいものでございまして、経営の途中で赤字をしょいこみまして、その関係で実質的な経営が多少免許時とは違つてくるようなケースもございまして、この点は御指摘のようございまして、結果としてある年数がたつてしまつた結果として、免許当時の漁業権者であるかどうか、はなはだあいまいな格好になる事象が実は相当ございまして。従いまして、私どもとしては、定置漁業権を現行法では免許期間を五年としております。この五年といたしましたのは、やはり豊凶の問題、従つて、それによるところの経営の多少の移動の問題も考へているわけにございまして、

これをあまり免許期間を短くいたしますと、権利と実際の経営との間を適確にするにはできませんけれども、あまり短くいたしますと、経営の安定が期せられぬ。それからあまり長くいたしますと、たゞいま先生御指摘のよう事象が起りますので、一応五年ごとに漁業権をなしにして、新しく権利を発生させていくというようなことを現行法で規定しておりますのも、一つはそういう趣旨かと心得ております。

○亀田得治君 そういう表と中身がいつの間にか違つてきた、そういうような理由で取り消し処分を行政上したような実例はあるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 私どもの記憶している範囲ではございせん。この規定はそういう場合に漁業権を取り消さなければならぬといふふうには規定してないのも、その辺の配慮が、これは立法の趣旨としてあつたわけにございまして、海区漁業調整委員会が弊害を認めて、意識的に変わつてくるような場合には、適格性その他の問題から非常に弊害があるという場合には、海区漁業調整委員会の方から取消しが要求されると、その場合に、知事が取消することができると、規定でございまして。と申しますのは、やはり漁、不漁によりまして若干いろいろな資本関係が変わつてくるのが相当ございまして。その場合に、免許当時と全然同じでなければ直ちに漁業権を取り消さなければならぬ、といふふうにする、かなり実態的にも合わない点が出てくるのではないかと、この立法当時考慮されたものと、私どもは解釈しております。

○亀田得治君 この三十八条の第一項には、十四条の適格性というものがなくなつた場合には、知事は取り消さなければならぬ。おぼやかないと、ちやんと義務づけておられますね。もちろん海区の調整委員会の意見は聞くわけですが、できる、じやなしに「取り消さなければならぬ」。三項の方は、「できる。」ですけれども、第一項の方はちやんと義務的に書いてありますね。

○政府委員(高橋泰彦君) その通りでございます。それで第一項の方は、主として十四条の適格性の問題でございます。この十四条の適格性の問題はかたがた本質的な問題でございます。たとえば漁業協同組合と共同漁業権の関係のような本質的な問題につきましても、途中で適格性が変わったという場合には取り消さなければならぬ、というふうな規定でございます。先ほどから先生から御質問のありました、主として資本の問題、共同経営にからんでの優先順位等に関連するところの経営支配の第三項の規定で、漁業権者以外の者が漁業権の内容の漁業経営を支配するかどうかという問題に關しましては、これは先ほどお答えしたように、「取り消すことができる。」という規定になっております。

○亀田得治君 その区別はわかりましたが、そういたしますと、この漁業権者以外の者が実質的に漁業経営の内容を支配しておるといふことがわかつて、知事はこれを取り消さんでもいいわけだね、場合によっては、そういう解釈です。○政府委員(高橋泰彦君) 第三項・第四項の規定から見ますとそのように考

えられます。○亀田得治君 そして実際上取り消し処分されたものがないと、こういうことになりますと、もうこんなことは大ざばらに行なわれておるのじやないですか。水産庁も知事の方も、そんな取り消しというふうなことは実際上はしないのだ実績がそうですか。また取り消さんでも別に違法にはならないのだというふうなことになるかと、これは名義だけ権利取りやすい者にやらして、そうしてあととらんどん大ざばらにこれはやられていける規定だ。もしそんなことならこんなややこしい書き方なしに、表と裏と何か逆になつてしまふような実上の運用で

は、第一、取り消すことができるということになつておるのに、一件も取り消さないというものはおかしいじやないですか。人間がそんなにいじやかりであるわけがないんですから、この社会だつて。取り消すことができるのに一つもないと、それは結局あまじやないですか、行政面で。○政府委員(高橋泰彦君) お言葉ですが、それは思わないのでございまして、これは相当重要に考へておるわけでございます。一番この問題が具体的に

が出てきますケースは、漁業協同組合が定置漁業を經營する場合、これが大部分の問題でございますが、理屈を申すようでございますが、この定置を漁業協同組合が經營するといふことは、実は必ずしも容易な問題ではないわけでございます。これはもちろん資本と技術の問題がございするが、やはり定置漁業といふ非常に資本がかかるにもかかわらず、豊凶常ならぬ不安

定なものでございするもので、なかなか組合としてはこの問題に、この定置漁業の經營に失敗いたしますと、なかなか立ち上がりやすいわけではないわけでございます。現に私も組合の調査をいたしましたも、漁業協同組合の赤字の組合を調べましても、自営に失敗する例が相当多いわけでございます。それならばよく問題が出るわけ、そういうふうな漁業は組合が本来經營すべきものではないんじやないかという御意見もあろうかと思ひますが、もちろんそういう議論もございする。しかし、漁業協同組合の地先の定置漁業権に對しまして、とにかく經營する以外に権利者たることを許されておらないわけでございますから、従ひまして漁業協同組合としては、そういう言葉が適切であるかどうかは別問題として、

やや無理な態勢のもとにこの定置の經營に入るといふ場合もございする。従ひまして、その經營に入る場合ないしは一人単独だけで經營いたしました、あとで資本面で他人の資本参加が求められてくるというものはあるわけでございます。これはそういう言葉が許されるとすれば、漁業協同組合側に立って私どもが見ますと、現行法を直ちにどうするかということについては、やや踏み切れない点があるわけでございます。私を感じていたしましては、漁業協同組合が經營上の資本の問題として、他人の經營参加を認めることはやむを得ない場合があるといふような感じを持てているのでござい

す。○亀田得治君 せっかく漁業権を免許してもらつて經營の主体になつておる人が、ただ漁業の性質上取れたり取れなかつたり、これはまあそういうものでしょう。漁業は、農産物の場合は最近はそのんことはない、非常に災害の對策が進んでおるから。だからそういうことについての對策というものは國として別個に考へるべきことなんで、ずうと平均がとれるような、そういううまいことはできぬだらうが、それから取獲が多かつたり少なかつたりする、そういう場合にどうするか。これは國としての對策というものは別個に考へていいんじやないですか。それが困るからというので、せっかく権利を漁民に与えながら、それがほかの資本家に頼らなければ經營していけない、結局そういうことになれば、うまい汗はその人に吸われてしまふ。これは漁業免許を与えた趣旨に反すると思ふ。そういう点は、なるほどほかに施策がないから仕方なしにそれは頼っているもの、そういうものに頼らぬで

もよいようなふうにするには、どうしたらいいのかわかぬという研究というものはされていいのですか。○政府委員(高橋泰彦君) 制度的に申し上げますと、金融の問題と申す一つは、漁業共済制度と申すか、この制度を立てているわけでございます。何と申しますか、一応の答弁としては漁業共済制度があるからそれでいいか、こういうことではないかと思ひますが、しかし実態を考へますと、なかなかそう簡単には參らないわけでございます。漁業共済制度も実はまだ実験段階でございまして、保険料率も漁業者から見れば必ずしも安いわけではございません。なかなか漁業者としまして入りにくい。またそういうこと

でございするから、全国平均がなかなか入りまじきませんで、保険業務をやつておられる団体の方も、定置はなかなかあふないといふことで、料率もついで高くなるざるを得ない、こういうような悪循環の問題が現実でございます。なおこれにつきましては、もう少し工夫をこらして共済制度でこの自營の問題をバック・アップする方法かと思つておりますので、そういう方向でたたいま研究して参つておるわけでございます。

○亀田得治君 それから漁業権の侵害、こういうふうな事件といふものは相当あるのですか。漁業法の百四十三条に書いてありますが、侵害されておつてもほうりっぱなしになつておるのじやないかね。○政府委員(高橋泰彦君) 漁業権の侵害の問題、たとえばたたいま漁業協同組合に属している共同漁業権、その共同漁業権に属している、たとえばテナグサの漁業につきましても他部落から入漁権を設定しないで、テナグサを取りこられたといふようなのがタイプにこられた問題だと、こころ得ておりますが、そのような事業案は個々の村にいりますと、若干聞いてはおりますが、そう多くございせんし、これが私どもの方までくるような侵害の問題もないといふふうな考へております。

○亀田得治君 一件もないわけですか、百四十三条に該當するような問題は、表に出た問題。○政府委員(高橋泰彦君) そのようにお答えをしたわけではございません。で、地方的問題としては若干あつるかと思ひますが、大きな問題として私どものところまでくるような大きな

な問題はないか。○政府委員(高橋泰彦君) そのようにお答えをしたわけではございません。で、地方的問題としては若干あつるかと思ひますが、大きな問題として私どものところまでくるような大きな

な問題はないか。○政府委員(高橋泰彦君) そのようにお答えをしたわけではございません。で、地方的問題としては若干あつるかと思ひますが、大きな問題として私どものところまでくるような大きな

問題は、最近のところでございませ

○龜田得治君 この漁業権の侵害といふことの意味はどういうふうな水産庁解釈しているのですか。たとえれば入漁権のないものが勝手に入ってきたとか、しかしこれは生活に困って入ってくる場合もある、多少知りつつも。それがティビカルだと思えますけれども、たとえればああいふ四日市の工場など、ああいふ事態という事態というのはここに該当しないですか。権利を侵害しているわけでしょう。

○政府委員(高橋泰彦君) 具体的な御質問でございますが、たとえば漁業権を設定しておる漁場に対しては、漁業者が一種の漁業という行為によつてその漁業権を侵害するについては、先ほどお答えした通りなんです。しかし、漁業権に対する、漁業それ自体に対しては、そのような事案だけではなしに、御指摘のように、たとえば他産業によるいろいろな被害を与えるというケースがあるわけでありまして、これは漁業権は物権と見なされておりますし、土地に関する規定を準用されているわけでございます。従いまして、漁業権に対して、他産業からその財産的な価値に対して損害を与えるような場合には、当然損害賠償の請求権のあることは、これは申し上げるまでもないことと申します。

○龜田得治君 いや、そんな民事上の損害賠償請求権じゃないに、ここに書いてあるじゃないですか。漁業権を侵害した者は二万円以下の罰金に処す、どうして侵害にならぬのですか。侵害したから民事上の請求権があるわけでしょう。同じ言葉じゃないです

か。だからこれに入るのだということになれば、あんな被害を及ぼしてだつても言うておるのなんかは、どんな告発していじめなければいかぬ、そういう意味で聞いているんです。どうして工場が民事上の損害賠償を請求できるのに、どうしてこれに当らぬか。そんなことは研究しないで言うておるなら、はっきり言わぬ方がいいし、もつと法務省とも打ち合はしてみたい。そうして言いませんとね。それに当らぬというようにお断定するのはちよつとおかしい。これをお作りになつた場合には漁民同士の、そういう権利のないものがちよつと隣りへ釣に行つたとか、そういうことを考えているのだと思う。けれども言葉そのものからいつたら、何もみな含まれるでしょう。

○政府委員(高橋泰彦君) あるいは私どもの研究不足かとも思いますが、いわゆる一応の解釈といたしましては、この百四十三条に書いてあります「漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者」というのは、これはあくまでも漁場を他人を排斥して、独占的に当該漁業を営む漁業の権利を侵害された場合、従いまして、一番いい例は、先ほどのお説のように、漁業を他人が当該漁場に來て漁業権に属する漁業をするような場合に、これがティビカルな例でございます。たとえば汚れその他で出た場合に、漁業者としていろいろなことを言うことができることは、これはもう申すまでもないことと申しますが、ただ問題は百四十三条であるかどうかということと申しますが、私はそ

うじゃないと思ひますけれども、私も法律の方はあまりよく知らないのだから、ごまかすから、なおよく専門家にも研究していただきまして、その上で正確にお答えしたいと思ひます。

○龜田得治君 これは刑事罰ですからね、もちろん犯意が要るわけですが、だから汚水だということをおかりながらどんでん流している。それで新聞にも書いてある。なおかつ流している。知らぬ間はこれは百四十三条を適用することはできない。知つてしまえば、これはあなた犯罪的な行動ですよ。生活に困つた漁民が権利がないのにならぬとほかの魚を取つたと、それを処罰しながら、わかつておつてたくさんの魚族が困るようなことを堂々とやつていく。これがどうして侵害にならないか。そんなおかしな考えを考へておつてはいかぬ。あなたは水産を守る立場にいますので、もつと積極的に考へなければいかぬ。だからその刑罰の規定からいつたら、この汚水などをどんでん流して、漁業権をやつぱりこれは侵害しておるわけですからね。だからそういうものまでこれは考へていなければならぬ。これを考へるときに、それまで考へておればこれはもつと刑罰が重いはずですよ。しかし言葉の中に入らぬんだよ。すべて入るから、場合によつてはもつと刑を重くしなさいよ。そんな生活に困つた人にそんな重いものを適用する必要はない。ところが、事情がよくわかつておつて、ずるくかまえてじゃんじゃんやるのは、これは損害賠償はもろろん一方でやらなければいかぬが、それからまた予防措置の要求だつてこれは当然で

も統ける者にはもつときつくやつたらいいのです。

○政府委員(高橋泰彦君) はなはだその点勉強不足でありまして、もう少し勉強した上で正確にお答えいたします。

○清澤俊英君 関連。これは僕らもこの規定があることは気がつかなかつたけれども、あなたも委員長も一緒に行動したのが、富浦のノリの事件の問題は、あのときは明確に重油を流した船はわかっている。ただその流す際に、密輸の船がやつたのです。それが第一の請負者に請負わして規定の場所に流すようにしたんだと、それが第一の請負者が二番目の請負者にこれを請負わしたわけでありまして、それがまたま朝鮮人であつて非常な資産のない人で、賠償の能力がない。こういうのであれはうやむやになつたのですかね。やつたつて仕方がない。だがしかし、こういう規定があれば、はつきりと犯罪者であることはあのときは明確であつたんです。これははつきりしたんだけれども、取れないものは仕方がないじゃないか、こういうのであつた。きはやめてしまつた、中途で。あいつの場合に、なぜ処罰せなかつたか。金を取るのができなかったならば、この規定によつて処分してくれらうよ。これは私も一番最後に関連してもう一回お伺いしようと思つておつたが、今四日市の問題なども、非常にこれらのケースと似たものが存在しているのじゃないかと思つておつた。今の陳情書を見ますと、そういう点も考えられるのが非常に多いと思つておつた。その後水産庁に向かつて決議とまではいきませんでした。これは重大

な問題だから、将来において、こういう請負が次から次と変わつていく場合です。その際にはやはり最後の責任を、そういうものを正規の場所に流す船舶に最後の責任を負せるといふ契約条項をつけて下さい。これは労賃などの未払いによつて、非常に下請が未払いをしたというので取り前がなかつたでしょう。この方も非常に弱くて、そういうことでは現在農林省などでは工場の請負のときに必ずこれを契約条項の中に入れてある。だからそういう契約条項をつけるようにと、こうしてそれを強通産省に要求して、そうしてそれをやるようにやつてくれと、こういう審議の過程であつたと思つておられますか。そういうことを今やつておられますか。現在船舶の廢液等を捨てるとき、もしくは東京湾における糞尿の放棄ですか、いわゆる規定の場所へこれを捨てておる場合、これを下請等にやらした場合に問題が起きたときの準備として、そういうものをちゃんと一つ規定をつける、こういうことは水産庁に要求してあつたはずですが、現在行なわれておりますか。

○政府委員(高橋泰彦君) 御指摘のように石油類の投棄の問題、それからその次に糞尿の投棄の問題があるわけですが、いずれも法律または条例によりまして、この投棄すべき限界を定めておるわけと申しまして、それを厳重に守つていただきたい。特に糞尿等の問題につきましては、過日関係省の間で協議をいたしまして、根本的には施設の完備、東京都に完備していただくのが根本的な解決策ではございませんけれども、間に合わない場合であつても、あまり漁業に直接的に影響を及ぼ

すような近いところで、しかもそれをもくって投げられるというようなことに対しては、それぞれの所管の省に對しまして、私どもとして取り締まりを要求しているような次第でございます。

○清澤俊英君 だからね、糞尿の問題だつて今年あつたでしょう。勝浦で。あれはほとんど糞尿が一ぱいであつて、もうどうにもできないということがあつたでしょう。それからノリに石油がついたということはもう数件あるのです。だから私が言うのは、これをそういう規定の場所まで、東京湾外何海里というのでしよう、そういう規定のところに行つて放棄するまでの責任を、東京都が尿尿の始末をするならば、これに役人をつけてやればいいことなんです。そうしてそこへはつきり投げればいいのです。投げないでいるものがあつた場合は、これはもう明確な問題ですから、東京都がこれに補償しなければならぬ。こういうものをはつきりしたらどうだと、こう言っている。それから船の廢液等を放棄する場合には、これもやはり放棄場所があなたの言われる通りきまつているのだから、これを請負等をやつて、現実三段階も請負がだんだん下へ下がつてきて、最後のときには犯罪がはつきりわかつておつても、これは朝鮮人であつて、まあ朝鮮人であつて、日本人であつて、そんなことは問題でないと思ふのですが、賠償能力がないのだということでもうやむやになつた、おれは知らない、おれは知らないで。だからこういう場合に、廢棄契約をする場合には、必ずこれを廢棄する船舶の所有者が、これに對する最後ま

での責任を負う、こういう契約をして、もしそういうことで人に損害を与えた場合には、その会社が損害の責任を負う。従つてちゃんとそこまでのものをやつたらどうか、何べんもあるのですからこれは。あなた方のところだけじゃない、もう請負ではたくさんあるのですよ。この事例が。農林省の工事情負にはちゃんとそれがきまつていゝるのですよ。下請負が賃金の未払いの場合には元請負が払う。それを支払いをするんだ、こういうことが契約の中にちゃんとつたわつて下までおりてきているのですよ。だからそれくらいのことではやはりがんばつて、あなた方からやつてもらわなかつたら、いつまでたつたつて紛糾は片づかぬと思ふのですよ。

○理事(秋山俊一 郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(秋山俊一 郎君) 速記を始め

それでは三案につきましては、本日はこの程度にいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時三分散会